

令和6年 第7回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月13日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 第 7 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問〔保田 仁議員、興梶勝也議員、高田紀子議員〕
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 令和 6 年度美瑛町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 6 議案第 4 号 令和 6 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 7 議案第 5 号 令和 6 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 8 議案第 6 号 令和 6 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 9 議案第 7 号 令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 10 議案第 8 号 令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 11 議案第 9 号 令和 6 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 12 議案第 10 号 大雪地区広域連合規約の変更について
- 第 13 議案第 11 号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について
- 第 14 意見書案第 10 号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について
- 第 15 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君				
副	町	長	吉	川	智	巳	君			
会	計	管	理	者	今	野	聖	貴	君	
総	務	課	長	新	村		猛	君		
まちづくり推進課長	観	音	太	郎	君					
地域みらい創造室長	大	庭	路	世	君					
税	務	課	長	岩	佐	和	男	君		
住	民	生	活	課	長	庄	司	篤	史	君
保	健	福	祉	課	長	鎌	田	静	香	君
子ども・子育て支援室長	谷	口	雄	二	君					
商工観光交流課長	高	島	和	浩	君					
文化スポーツ課長	才	川	健	一	君					
ジオパーク推進室長	長	野	克	哉	君					
農	林	課	長	平	間	克	哉	君		
建	設	水	道	課	長	今	瀧	毅	君	
水	道	整	備	室	長	石	崎	智	大	君
町立病院事務局長	才	川	育	世	君					
総務課課長補佐	柴	田	崇	史	君					
総務課課長補佐	餌	取		良	君					
教	育	課	長	鈴	木	貴	久	君		
管	理	課	長	鈴	木		誠	君		
図	書	館	長	山	上	修	司	君		
農業委員会事務局長	栗	原	行	可	君					
農業委員会会長	只	野		透	君					
代	表	監	査	委	員	大	西	宣	充	君

○書記

事務局長 梶原 祐治 君
次長 竹本 匡志 君

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和6年第6回美瑛町議会定例会開議にあたりご挨拶を申し上げます。

昨日に続き、2日目でございます。今日は3名の議員による一般質問のほか、令和6年度の美瑛町一般会計補正予算等でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、開議の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、3番京屋愛子議員と10番八木幹男議員を指名いたします。

日程第2 一般質問について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、通告の順番に発言を許します。

それでは初めに、5番、保田仁議員。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

（5番 保田 仁議員 登壇）

○5番（保田 仁議員） おはようございます。5番、保田仁。質問方式、時間制限方式。質問事項、ヒグマ対策について。質問の要旨。全国でクマによる人身被害や人家周辺への出没件数が増加する中、道内においても生息数、人身・農業被害や捕獲数の何れにおいても増加傾向が続いている状況にあります。

現在、本町のヒグマ対策では猟友会との連携のもとパトロールや問題個体の捕獲、令和5年

度からはインターネット上での出没情報共有システム、ひぐまっぷ導入など、遭遇や被害を回避するための情報発信の取り組み等がなされていると認識しています。

一方、北海道のヒグマ対策では年内改定予定のヒグマ管理計画で、ヒグマ出没時の対応を区域ごとに定める、ゾーニング管理の導入を推進することとしており、各自治体では区域設定や出没時は原則捕獲とする排除地域での対応を迫られているのが現状です。

そんな中、砂川市での猟銃訴訟敗訴の札幌高裁判決を受け、北海道猟友会が自治体からのヒグマの駆除要請に難色を示しており、ハンターへの保障や警察との対応など、今後、自治体にはヒグマ対策に対する積極的な関与が求められています。

そこで、本町におけるヒグマ対策について町長に伺います。

- (1) ヒグマ被害防止の取り組み内容と出没・被害の現状について。
- (2) ヒグマ捕獲に関して猟友会との連携における課題について。
- (3) 改定予定であるヒグマ管理計画のゾーニング区域設定への対応について。

質問の相手は町長です。よろしく申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 5番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） おはようございます。定例会2日目、どうぞよろしくお願いいたします。

5番、保田議員さんからのご質問、ヒグマ対策について答弁を申し上げます。日本各地で発生しているクマの人家周辺への出没や人への被害等につきましては、様々なメディアで報じられており、注視されているところです。本町では、ヒグマによる人への直接的な被害は発生しておりませんが、昨年には、みどり橋付近の河川敷地で目撃されるなど、慎重で迅速な対応が求められる事案も発生しており、北海道警察や猟友会等の関係者と協力、連携して対応することの必要性、重要性は、十分に認識しているところです。

また、砂川市の事案を受けましては、上川管内猟友会各支部は市町村からのヒグマ駆除要請に対処していく方針であると報道されております。本町におきましても、北海道警察や猟友会等の関係者と協力、連携し、猟友会の方々に不利益が生ずることの無いようにするのはもちろん、引き続き駆除等の対策を進めてまいります。

1点目につきましては、ひぐまっぷのほか、防災無線での注意喚起、ヒグマ目撃情報があった場所への看板設置や猟友会のパトロール等で被害防止に取り組んでおります。現状につきましては、本年11月30日現在、出没等が13件、捕獲が8頭で、いずれも昨年度より減少しております。農業被害につきましては、令和5年度の被害面積は約12.2ヘクタール、被害額は約665万円で、令和4年度と比較し増加しております。

2点目につきましては、本町においては地元猟友会と良好な関係を築いており、連携協力において支障は生じておりません。今後におきましても、引き続き猟友会に御協力をいただきながら、ヒグマ対策に取り組んでまいります。

3点目につきましては、ゾーニングは北海道が策定するヒグマ管理計画で方針が示され、地域の実情に合わせて市町村が設定することとなりますが、本町では既にゾーニングの考えを取り入れてヒグマ対策に取り組んでおりますので、引き続き出没か所の環境等を考慮した対応を進めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 5番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） それでは1点目につきまして再質問をさせていただきます。ヒグマの行動範囲については広く、1日に約数十キロメートルを移動すると言われております。50キロメートル以上も移動する場合がありますと、そういったことも言われております。当然、市町村の行政区域などはですね、熊もお構いなしということになりますので、市町村境界付近での目撃情報の共有は重要であると、そんな風に考えております。全道を網羅するヒグママップの導入につきましては、本町では、令和5年度からインターネットでの近隣町との情報共有していると認識しておりますけれども、近隣ではですね、まだ導入に至っていない町もある。情報共有が不十分ではないかとそんな風に思っております。隣接する市や町の境界付近で熊が目撃されてもですね、隣町には周知されない事例もあり、2021年に札幌市東区での住宅街で起きました、4人が重軽症を負いましたケースについても、熊がですね自治体の境界を越えまして、移動し、情報共有がなされてきていなかったという事例があります。情報共有がですねなされていたからといって、全てが未然に防ぐことができるとは思っておりませんが、少なくともですね、市町村間で通報し合う、そんな情報共有が構築されていたならばですね、住民の安心安全につながるのではないかと、そんな風に思いますが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ご指摘のようにヒグマによる出没回数が増えたとか被害に対しまして、美瑛町ももちろんそうでございますし、美瑛町のいる上川管内の各自治体ともよく話題になっているところでございます。その中で、ご指摘のように本当に熊にとりまして町域、市町村域は存在しないもので、行動範囲が広いこの中でどう対処していくのかそれぞれやはり皆、危機感と課題の意識を持って、話合いの場は顔合わすたびに、話題になっているようなところでもございます。その中の一つは、やはりヒグママップの中で情報共有を図っていくということが、ま

ず一つ実践としても行っておりますけれども、今できる手だてなのかと思っております。これまで美瑛町内では5年、以前は町内のマップづくりで対処して町民の方にお知らせをしてきましたけれども、やはり広域連携という観点からヒグママップの導入にも至ったという経緯もございますので、さらにこちらを活用を進めていこうというところでございます。

もう1点は、市町村域がない広範囲の課題であるからこそ、やはり北海道、振興局も中心となった対策を講じていただきたいということは、上川管内の首長集まる機会の中で振興局、道の皆さんとお話する機会あるごにも、話題として伝えているところでございますので、広域の道の役割をさらに、頂くことも考えながら、さらなる市町村間の連携についても、協議を進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 分かりました。それでは2点目、3点目についてご質問させて、再質問させていただきます。まず北海道ですね、道で改定予定のヒグマ管理計画、これはまだ今年策定といたしますか、決定になると思います。まだ案の状態だと思っておりますけれども、各市町村ですね行政区域内をですね、熊出没の対応を区域ごとに変えるゾーニング管理を導入することとしております。そのゾーニングについてはですね、市街地などはこれ排除地域といいまして、原則捕獲駆除するというところで、田、畑、採草牧地などについては、防除地域として。それからヒグマ生息域としての緩衝地帯ですとかコア生息地域の4つに分類するもので、特にですね、住民に大きく影響を及ぼす地域としては、市街地などの排除地域ですとか、田畑、採草放牧地などの防除地域だと思います。これらの地域については銃器による駆除が伴うものということになっになるかと思いますが、特に排除地域の市街地においてはですね、駆除や捕獲が原則となっていますので、ヒグマが出没したときには、鳥獣被害防止対策実施隊、これは猟友会の方々のハンターの方にですね、隊員になってもらっていると思っておりますけれども、猟友会のハンターの皆さんにですね、駆除の任務に当たってもらうのだろうと、そんな風に思っておりますけれども、猟友会のハンターの皆様についてはですね、ヒグマ捕獲の最前線で活躍していただける。美瑛町としても対処が難しいというそういう状況であります。今年度も捕獲が8頭ということでもありますけれども、これはですね、銃器による駆除も含まれているのかなとそんな風に思っております。山林原野や農地での捕獲がですね、ほとんどなのかなと、そんな風に思っておりますけれども、しかしですね、今後想定しておかなければならないのは、市街地での銃器使用による駆除だと思っております。砂川市での事例もありますので、警察との連携、市街地に出没した場合の対応などをですね、しっかり役場、警察、猟友会、それから一般の町民との間でですね、対応ですとか避難に関するマニュアルの作成、それから避難訓練なども考えていかなければならないと、そんな風に考えておりますけれども、町長の考えはどのようにな

ってるんでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおりでございます、市街地、美瑛町も先ほど申しました。美瑛町では既に、北海道が想定をしておりますゾーニングに該当するような形の対処をとっております。その中で美瑛町におきましても、市街地を排除区域としているところでございます。これまでも、美瑛町の市街地を排除区域、人家、畜舎及び田畑や山林等の人の活動域を防除地域、その他人里から人の活動域から離れた山間部を緩衝帯という三つに分けて、既にこの区域の中で区域分けの中で対処をしているところでございます。猟友会の皆様方のお力がもう本当に大きく、ご協力を頂いているところでございまして、日々、感謝を申し上げているところでございますけれども、ご心配の市街地区での出没に対してどう対処していくのかということにつきまして、ご指摘頂きましたマニュアルというものは現在、ご指摘どおり、まだ存在してございません。で、今後ほかの地区、自治体での熊の出没例を見ますと、美瑛町におきましても、安穩としていられる現状ではないという風に存じますので、より一層、猟友会の皆様方そして警察の皆様方と情報交換を密にしながら、マニュアル的にこういう場合はこうしていく、法令で定められているものでございますけれども、それにのっとって、美瑛町の市街地地域地区においては、どのように行動してのか、どうしていくのかということについて綿密なシミュレーションですとか、情報共有を図ってまいりたいと考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 分かりました。それではですね特にですね市街地での銃器を使用するの駆除については、人命に関わる危険が大きいことですし、ハンターの皆さんが担うに当たります、大きなプレッシャーとリスクを背負うこととなります。銃器所持免許取消しのリスクですとか、身分保障や損害、ハンターさんに対する身分保障ですとか、損害賠償のリスクをですね、保障するような制度も検討する、しなければならぬと思いますけれども、どのようにお考えかお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 身分保障する制度をとなりますと直接ちょっとお答えしにくい部分もありますけれども、不利益が最前線で体、命を張って取り組んで頂いている猟友会の方々が、その行為をもって不利益が及ぶようなことはあってはならないと思っております。裁判となりました事例につきまして、やはり法令に即してどうなのかという判断の上で裁判の判決がしかるべき判決が下されたということでございますので、一つにはやはり、法令を遵守する中でしかし、

活動を続けていただくための環境づくりを行政としては支援しなければならないということになるのかなと思っております。先ほどのマニュアルの中ではございませんけれども、美瑛町域で例えばこの区域内であればどういうことが想定されるのか。どのような事案であると、法令上、適切なのかあるいは法令を逸脱してしまうことになりかねないのかということ、事前にシミュレートしておくことがやはり大事なかなと思いますので、まず最前線で活動していただいている猟友会の皆様方が今現に感じている、危険だなですとか、迷うなというようなお悩み事等の部分の情報共有とそれをどう解決していくのかということを図ってまいりたいと思いますそういう意味で、さらなる猟友会、警察との情報共有と協議の場、密に持つていくということが大切になってくるかなと考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 分かりました。私もですね、猟銃許可取消しってというような処分というのは最終的に受けるのかもしれないですけども事前にですね、もっと協議連携を密にしておけばですね避けられた部分もあるのかなとそんな風にも思いますんで、これからの協議のほう、協議連携をもっと強化するようにですね、よろしく願いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおりだと思います。事前に現実を想定した中での現実感のある協議、連携が図れれば、いざというときに備えが十分できると思っておりますので、協議連携の場をさらにさらに強めてまいりたいと考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) それでは最後になりますけれども、道ですね、ヒグマ管理計画によりますと、昭和37年から令和6年までの間にですね177人がですね、人身被害を受けております。その中でも多いのがヒグマの狩猟や、許可捕獲の際に、逆襲にあったことが原因と。次に山菜取りだとかキノコ取りだとかそういったものによるものだという統計があります。このようにですね、ハンターには自分自身に身の危険が及ぶリスクもあります。第5次美瑛町鳥獣被害防止計画によりますと、実施隊これハンターの皆さんですね実施隊の高齢化と技術継承や、技術力向上が課題だと記載されております。今後、町としてもですね、ヒグマに限らず、その他の鳥獣も含めまして若年層の隊員の確保と技術継承に積極的にですね、関与していく必要があると思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 美瑛町猟友会におかれましてはこれは本当に恵まれているなどと思いますけれども、会員数、現在42名で、若年層の20代、20歳、20代の方2名30代の方6名40代の方6名と、年齢層も若い層が多く、人数の総体としても、近隣の町村に比べても多い、非常に活発な活動をしていただいていると思っております。この良き伝統を守って多くの方にさらに猟友会ハンターへ加入していただくという呼びかけを続けるとともに、現在の美瑛町猟友会の皆様が活動しやすい環境づくりについて、さらに取り組んでまいりたいと思います。技術力の向上につきましては、お話をしますと特に熊はそうですけど、ライフルでない、狩猟できない、ライフルが想定している長射程での技能を向上させる場がなかなか道内では少ないんだというお声を聞いているところでございます。美瑛町猟友会だけのための技術向上の場ではなくて、近隣あるいは北海道全国を含めた方々のハンターの技術向上のための場となりますと、美瑛町1町だけでどうにかなるという面ではないところもありますけれども、その面でも美瑛町がお役に立てるご支援できて技術向上のために、美瑛町としてご支援尽くすことができる場合がございますならば、ぜひ積極的にそのような技術訓練の向上のための策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（野村祐司議員） これで5番議員の質問を終わります。

次に4番、興梠勝也議員。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

（4番 興梠 勝也議員 登壇）

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。質問方式、時間制限方式。質問事項、1、町の事業における管理・監督責任について。質問の要旨、町が工事などの発注において、町が責任を持って事業が適切に行われるよう管理・監督する義務があります。しかしライトアップのためとて建てた櫓が、野外展示されている町内の作家の作品の鑑賞を阻害するといったことが起きるなど、事業や事業者に対する町の管理・監督責任を疑問視せざるを得ない現状もあります。町の大切な予算を用いて事業を行う以上、責任を持って事業にあたる必要不可欠です。

そこでどのような指揮系統のもとに事業が進められているのかも含め、町の事業に対する管理・監督責任の在り方について伺います。

- （1）計画から現場作業、事業終了までの一連の事業における確認体制について。
- （2）不適切な作業等があった場合の事業者への対応と議会及び町民への説明責任について。
- （3）事業における指揮系統及び管理・監督責任への考え方について。

質問の相手は町長です。

2、町予算及び財政の説明責任について。観光振興の財源検討委員会より提出された提言書では、美瑛町が置かれた財政状況は極めて厳しい。自治体経営上の危機。と記載されており、

観光税の必要性が説かれていますが、議会の中で町財政が危機的状況にあるといった説明はこれまで一度もないばかりか、厳しい財政が予測されているにも関わらず9億8,000万円ものキャンプ場整備計画が示されるなど、矛盾したような自治体経営が行われている状況も見られます。町予算はまず第一に、町民が安全で安心して幸せに暮らせるために使われなければいけないものです。そのためにも町の説明責任は重大です。そこで次の2点について伺います。

(1) 危機的状況とされるほど財政悪化させた責任はどこにあるのか。

(2) 町予算及び財政の説明責任への考え方について。

質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 4番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 4番、興梠議員さんからの2項目にわたります。質問第1項目め、町の事業における管理監督責任についてお答えを申し上げます。本町が発注する工事等において、契約内容の適切な履行を担保するため、事業ごとに監督員や業務担当者を設置しており、担当課の職員がその役割を担っております。工事現場の安全確保や効率的な予算執行及び受注者や関連事業者との円滑な連携など、様々な役割を果たすことにより、工事等の品質確保と信頼性を維持することができるものと認識しております。

1点目につきましては、工事等の着手前に受注者から施工計画書の提出を求め、現場での手順や安全を確保するための対策、工期内で工事等を完了させるための工程計画等を確認した上で工事等を進めております。

2点目につきましては、施工方法や工程管理、品質管理、環境対策等、現場内で不備が判明した場合には、町と受注者による協議対応を速やかに行うとともに、重大な事故など事業やその進捗等に大きな影響を与える場合には、必要に応じて議会及び町民の皆さまへ御報告をさせていただきます。

3点目につきましては、工事等の種類や規模、発注者の指示内容によって異なりますが、受注者から施工体制台帳の提出を求め、施工体制の概要や発注者と受注者の責任体制の明確化を図り、工事等を実施しております。

質問事項2つ目、町予算及び財政の説明責任についてお答えします。町予算及び財政の説明責任につきましては、自治基本条例に定める情報共有に基づき、財政状況はもとより施策の評価結果を始め、積極的に開示しているところです。また、本町の財政状況は、健全化判断比率を始めとした各種財政指標を注視しながら、財政運営計画などを推進することにより、将来に向けたまちづくりを進める上で安定した財政運営に努めております。

1点目につきましては、本町は多くの地方自治体と同様に、従来より町税を始めとする自主財源が歳入の総額に占める割合が小さく、自主財源に乏しい財政構造となっております。また、今後は更に人口減少が進むことにより地方交付税が減少するとともに、生産年齢人口の減少による税収減は避けられず、中長期的な視点で見ると、本町の財政規模は縮小せざるを得ない状況が予想されます。一方で、インフラや公共施設等の老朽化対策等に要する経費の増加が見込まれ、加えて扶助費については、後期高齢者の増加等により増加が見込まれるものの、その大半が国の制度に基づくものであることを考えると、本町のみで増加を大きく抑制することは困難な状況が予想されます。こうした中で、新たな財源の創出や確保の上で、歳入に見合った歳出構造の確立を図りながら、これからの時代を見据え、最少の経費で最大の効果が発揮され、将来にわたって持続可能な自治体経営を創意工夫によって構築していく必要があります。

2点目につきましては、今後も予算や財政状況を町民の皆さまと共有させていただくことで、説明責任を果たしてまいります。特に財政運営計画や将来の見通しにつきましては、町民の皆さまが関心を持つ重要なテーマであり、透明性を持った情報提供が求められます。町民の皆さまが財政運営の実態を把握し、必要な御意見を寄せることができる環境を整え、財政運営についての更なる透明性と信頼性の確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） 4番、興柵です。質問は、町が直接発注する事業のことではなくて、町の委託を受けた業者や団体が発注する工事等についての、町の監督管理責任についてということです。その例として今回、ビルケの森のライトアップを上げているんですけども、簡単な質問として、町の監督管理責任というのは、その質問の工事までいくのか。管理まで行くのか、受託業者まで行くのか、まず伺います。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前 9時59分）

休憩宣言（午前10時05分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

（「はい」の声）

4番、興柵委員。

○4番（興柵勝也議員） 町の管理監督責任というのは例えば、町が工事直接発注じゃなく、事業者に対して受託事業者が、発注する事業にまで町の管理監督責任を及ぶのか、それとも受託事業者までなのかというのを伺います。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前10時05分）

再開宣言（午前10時06分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 仮定の話ですけれども、例えば様々な美瑛町内補助事業等を持ってございます。ある一つの事業を行うという、団体に対して補助金を提出した。そしてその補助金を事業者が、工事であるということで、工事請負者と契約をした。その場合は、補助金先の美瑛町側から見れば、補助金を出した先の団体と工事事業者との間の契約になります。一義的にはそこの中で話になると理解しております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵委員。

○4番（興柵勝也議員） この実例として挙げているライトアップ事業ですけれども、観光対策事業費として、本年度2,679万6,000円。この委員会ともう1件年間750万円の補助金がついています。こういった、そのような中で、今回の作品を阻害するような行為をするような事業をこれ委託事業として適正とは思われてるのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 委託事業として補助金を出し、その団体がこういうものが必要であるこういうものをやろうということの中で工事事業者との関係で契約を結び、その両者の中で工事が進められたというところでございます。それが町として、それが適正かどうかというところの判断に立つ場があるものではないと認識しております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） ということは、これやっていること別に適正で問題ないっていう考えが、町の姿勢ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 一義的にはこの工事を発注した、実行委員会と工事事業者との間の中の齟齬があったと、こういうことであると思っております。その上で、補助金を支出した町として、内容について是正したほうがよからうなというような思いの中で、ともに対処をしたところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。これは是正したほうが良いと思う中で対応した。何もしてないですよ。今現状。これ、どうしてですか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 個別の案件なので指している事柄が違うのかもしれませんが、ある一つの事案につきましては、是正し、修正直した形にしていると認識しております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁委員。

○4番（興柁勝也議員） ライトアップも当初は12月後半の池が凍ってからだったんですけど、今10月末からやってますよね。ライトアップが始まる前に、私、周辺国立公園の一体でもあるから、環境アセスメント調査やってるのかという風に、ちょっと議会の場ではないんですけども、聞いたんですけども、冬は動物がいないから大丈夫なんだっていうふうに、当時の課長さんから言われました。冬の動物たちって小学1年生でも習いますよね。でもその時冬なら、影響少ないかと思ったんですけど、今10月末からやってます。小動物も、冬ごもりの準備で活発に活動している時期で、自然環境や生態系に与える可能性は十分にあり、指示してやらせているのか、受注受託者の行動を管理できているのかを伺います。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前10時10分）

再開宣言（午前10時10分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） この事業の開始時期につきましては、実行委員会の判断によりこの時期からということであり、町としてはそれを認めたというところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁委員。

○4番（興柁勝也議員） これ認めたってね、環境省で公害ガイド、公害対策ガイドラインっていうのはあるんです。「コウガイ」っていうとちょっと香害とか、公の害とか、いろいろあるのであえて光害っていう風に言葉を使わせてもらいます。10年以上前からあって、近年は特にスポットライトのような放射光には厳しくなっていて、内容は、照明による人や動植物、夜空の明るさなどの影響への配慮に関する指針、省エネルギーの観点からも削減されることが望ましいとされているんです。これカーボンニュートラルにも直結している内容で、今回のやつこ

の光害ガイドラインあるんですけれども、これに抵触してるんじゃないでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今のご説明の中では低減されるのが望ましいというような内容となっているようで私は掌握しておりませんが、低減することが望ましいという内容でございましたら、今回の事業による他の経済的、観光的、様々な地域への効果について、それをどちらを計りにかけたときに抵触していることはないという風に理解しております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) つまり、自然環境よりも経済対策を優先するという考え方でよろしいのか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 決してそうではなくて自然環境に配慮しつつ、しかし、経済的な効果観光的な効果というものも、町の発展を考えるとときには必要である。その両立を図る中の調和をとれるところがどこかというところで、この事業にかかわらず、全ての案件について判断をしております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) やるなと言ってるんじゃないんですよ。ただ、あんまりにもう好き勝手やらせてんじゃないですか。環境への影響も配慮しないで、時期を勝手に早めたり、工料も上がってますよね、あそこ。そして、ビルケの森でも作品の配慮がなく、好き勝手やってる。これ受託者コントロールできてないんじゃないですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 好き勝手にやってるというような現状にはないと理解しております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) 建てたときにね、立ち合わないのに何言ってんだという風に言われたそうなんです。そういう事業者っていうのをどう考えるのかっていうのもあるんですけれども、あそこに建てたとき、立ち合わなかったっていうのは管理監督責任できてないということじゃないんですか。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） その、先ほどの最初の話に戻りますけれども工事につきましては実行委員会と事業者との間の契約に基づいて行われているものでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 話変えて今度クリスマスツリーの森の、クリスマスツリーの木の前の町道、道路の片側今駐車帯になってます。なってるんですけどこれ誰の指示でやってるんでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前10時14分）

再開宣言（午前10時15分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

町道の管理監督ということで、再開をいたします。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） クリスマスツリーの木の前の町道に付いてる、駐車帯でしたっけ、につきましては、町内の事業者が設置をしたという風に聞いておりますけれども、それが判明しましたので私どもとしては撤去していただきたいということで指導しております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 4番です。何かそう聞きましたのでって、町道っていうのは、町民の財産ですよ。一団体、一事業者が、急にそんな風にやりますって言って勝手に占有していいものでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） よろしくないのですがそういう事案が、私どもが把握をした段階で是正をお願いをしたところです。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。今、私も写真持ってきたんですけども、パーキングのマークがついたもう看板が立てられてるんですよ。そして、誰が建てたのか、名前の表記もない。普通なら、ここ駐車禁止とかいったら、美瑛町とかありますよね。立ち入らないでください、観光協会とかありますよね。何の表記もない、これ何か。これは、誰が建てたのか、名

前の表記がないっていうのはこれ指定、指示してないんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) それを建てたものが誰であるかってことは把握はしております。でありますので、これは、そこに勝手に建ててもらったら困るので撤去してくださいと、こういう風に指導し、撤去済みでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵委員。

○4番(興柵勝也議員) じゃあ、されてるんですか、これもう。撤去されるんですか。もう1回確認します。これ私、2日前かな。に行ったんですけども、ということは、新聞報道にもこれここ駐車帯っていう風にされてましたけども、2日前の、おとといか。これ、なくなったんですか。駐車帯もうしてないということですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) Pという、このマークは撤去しております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵委員。

○4番(興柵勝也議員) いや、Pというマークは撤去しているけれども、駐車はさせているっていうことなんですけど、これなんか新聞報道と違うんで、きちんと説明お願いできますか。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午前10時17分)

再開宣言(午前10時17分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) クリスマスツリーの木の前の町道につきましては、そもそもが駐停車禁止の制限が何もない町道でありますので、車が駐車することは自由でございます。その上で渋滞が起きてますので、監視員を置いて通行の邪魔にならないように協力をお願いしていたり、あるいは、夏、場所は違いますけれども、北海道警察ともご相談を申し上げて、実証的に駐車禁止ゾーンにさせていただく、今年の夏はやりました。冬については今協議中でございますけれども、駐車禁止ができないかというような様々な手だてを講じているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵議員。

○4番(興柁勝也議員) いや、町の条例で美瑛町道路管理なんか当てはまるかと思って条例見たら、これ道路管理規則というのがあって、道路の占用許可を受けようとするものは、申請書を出さなきゃいけない。これ申請書出てるってことですよね。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午前10時19分)

再開宣言(午前10時19分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘していただいているのが、駐車することが占用行為に当たるといふことなんでしょうか。駐車することは占用行為には当たらないと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) いや、駐車することは、いやじゃあちょっと法律で言います。道路交通法70、道路交通法77条、道路使用許可について。道路に人が集まり、一般交通に著しい影響を及ぼすような行為のときは公安委員会への認可が必要です。という申請が必要ですよという風に、これ、条例じゃなくてこれ法律で書いてあります。だから、きちんと申請されてるんですかっていうことを聞いてるんです。

○議長(野村祐司議員) 今休憩中だから。

休憩宣言(午前10時19分)

再開宣言(午前10時25分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) 町道管理につきましては当然、しっかりと管理をしているところでございます。ご指摘頂いてます、クリスマスツリーの木前のところの駐車ゾーンの的なものにつきましては、町として認められないので先ほども答弁申し上げましたけれども、Pという字のマークを撤去し、駐車帯として、使わないようにということを指導をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) 興柁です。今は駐車できないってことの判断ということでお話変えます。もう一つ、だから観光協会がそうやってやっているっていう、観光協会っていう風におっしゃってましたけれども、これもコントロールできてないんじゃないかなと、町が知らないと

ころで町道勝手に観光協会がやってる。これ監督、観光協会の監視監督責任っていうのはとれてないんじゃないんですか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 私は今日この場でどこの団体、誰があれを建てたかとは言ってません。その中で、私どもが建てたところを把握しておりますので、建てたものに対して、このような行為をしないようにという指導をし撤去をさせていただいてるところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 観光協会もそうだけど、活性化協会も同じですよ。第三セクターがすごく有効に活用している事例はあるんですけど。だから質問を変えますって。うまくいかなかったのは、管理監督できなかった責任もあるんです。1番の要因がそこにあるんじゃないでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午前10時29分)

再開宣言(午前10時30分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) 質問を変えまして、2番目の町予算及び財政について説明責任。この答弁、ちょっと全くよく分からないんです。一方でやっていかないぐらい逼迫している。今後は衰退の一途をたどるって言いながら、もう一方でこの間、議員協議会で財政運営計画の説明を受けたんですけども、全く問題ないって、税務も言ってます。さらに、町債、財政危ない、危ないって言うんだったら、この中に美馬牛駅前コミュニティ施設建てる計画3億6,000万これまで計画入ってるんですよ。さらに、町債100億までいって、40億もの基金をため込んでるって。将来負担率も24.7%、将来の財政負担は少ないですと言って、財政どちらなんですか。危ないんですかそれとも安定してるんですか。

○議長(野村祐司議員) 興柁議員ちょっと整理します。今度、質問は2番目に行った。

○4番(興柁勝也議員) だから2番って言ったでしょ、最初に。質問を変えますって言うじゃないですか。

○議長(野村祐司議員) あちこち行かないように。

○4番(興柁勝也議員) いや、あちこち行ったら、私は行ってないですよ。

○議長(野村祐司議員) いや、だから確認の意味で。確認します。2番目の予算の財政の説明

責任の部分ですね。

○4番（興梠勝也議員） 最初に言いましたんでそれ。

○議長（野村祐司議員） ちょっと1項目めの、2番目の1項目の財政の状況について質問がありましたので、答弁をお願いいたします。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） ちょっと最後質問が聞き取りにくかったので、分からないままお答えしますので、また追加でご質問頂ければと思いますけれども。美瑛町財政の現状につきまして、いわゆる財政健全化法に基づく、財政健全化判断比率、これが指標として大変重要で私どもも注意、注視をしながら財政運営に当たっているところがございますけれども、いわゆる財政再建団体に陥る危機があるのかどうかということ言えば、全くありません。この数値については、健全な数値を維持、またよく、数値的にはよくしてきているところがございます。ただ、このまま、現在はそうですけれども、このように健全財政でありますけれども、行財政が逼迫していく、恐れがあるというのは先ほどの1回目の答弁で述べたとおり、地方財政の構造的な問題から、このまま、今、手をこまねいては、いずれ財政状況が苦しくなっていくことは明らかである。であるから、今のうちから、行財政改革に取り組み、真に町のため、町民のために必要な事業をこれから先も持続可能に行政運営をしていくための改革は、今からやらなければいけない。そのための実際のスタートも今年度予算編成の中では切っておりますし、進めているところがございます。ただ、先ほど申しましたとおり、現段階で美瑛町財政が危機的であるかどうかと言われれば危機的ではないとお答えをします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。いやこれ、令和11年までの財政計画なんですけれども、安泰してるっていう風に言ってんですよ、今現在じゃなくて令和11年まで大丈夫っていうふうになってるんですけど。っていうかこれから危なくなるっていうのはこれ、ちょっと整合性がとれてないんですけれども、これどうなんですか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 財政運営計画は、でありますので中期的な期間についても安定した財政運営ができるように、あらかじめ5年先までの事業を精査をする中で計画を組んでおります。ですから、今年度だけ取りあえずやってみよう。来年、再来年は出たところ勝負だではないということではっきりと数値として今後5年間の計画をお示ししている、であるからこの期間についてはご安心して下さいということを示しているともとっていただいて結構です。ただし、

その先までを見据えたときに、これから財政状況が逼迫してきている、硬直化してきているということは、議員の皆様ご理解ご存じのことだと思いますので、その後またさらに先を改善していくための取組は、今から進めていかなければならないということで現に実行を進めているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵議員。

○4番(興柵勝也議員) そんな何年先も11、11年まで安心できてるんだったら、観光税今急いでやる必要ないじゃないですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) この先、財源が人口減少に伴い逼迫していく恐れがあるということ。それと、昨日からもお話、お答えをさせていただいておりますけれども、観光による入り込み客数を考慮して、いただいている国の財政の在り方になっていない観光入り込み数が人口に比べて何倍、100倍。美瑛町200倍ですけど、200倍であろうとも、そこにかかる支出財源というものは、国は制度として持っていない。であれば、入り込み者数に応じて町が負担している分の財源は入込者からご負担をいただけないだろうかという発想の中で、これもこれからの美瑛町の財源を健全化していくための貴重な財源として、ご提案をこれからさせていただきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵委員。

○4番(興柵勝也議員) これですねこの貴重な財源としてと言うけれども、コロナ禍でも経験したわけでしょう。観光は、そういった病原体の流行とか、国際情勢、為替相場などと、影響を受けやすく不安定な要素が大きいんで、これに頼った財政計画立ててしまうと不安がやっぱり大きいんですよ。これ観光なんかがひっくり返ってしまったら、あっという間に駄目になるっていう、例が、これまでコロナの後にありましたよね。だから観光は不安定、観光業界というのはちょっと不安定な要素が大きいので、もう少し地に足のついた現実味のある財政計画っていうのを11年まで安泰してるんだったら、そのあと、もっともっと地に足のついた財政計画っていうのを立ててもらわないことには始まらないと思うのですが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 財政計画は地に足についた、しっかりとした計画でございます。観光に係る新しい税につきましては、非常に乱暴な荒っぽい言い方をしますと、観光客の入り込み観光客とは限りません。入り込み者数の増によりまして今マイナスが生じている。そのマイナス

を埋めるために、入り込み者数の方々から、ご負担を頂き、町のために使わせていただきたいというのが制度の趣旨、ロジックでございます。そして観光業が波があるというのは重々承知しているところでございまして、美瑛町にとりまして観光産業は大事な産業でございます。コロナのような中で影響を受けた中でもしっかりとした産業として運営、事業を行っていただくためにも、その備えのためにも、新しい観光の税というものの必要性はさらに高まっているという風に認識をしております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 町予算及び財政の説明責任への考え方について、2番について、話を変えます。漠然と話してもこれ予算要領得ないでしょうから、具体的に、9億8,000万の計画を出されていたキャンプ場整備、実施設計で既に580万ほど使ってますよね。その後どうなったのか、全く説明がないんですけれども、これ説明責任というのはどうなんですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) これは議会の中でも、きちんとして説明をさせていただきました。改めて申しますけれども実施設計を組み、その中で、どのぐらいの費用がかかってくるのか出たのが、9億8,000万あまり程度という事業費が出ましたというところまで議会に対してご説明をし、さらに、この事業を進めるに当たりまして、先ほどのご議論ではありませんけれども、熊の出没の問題が大きな課題となっており、美瑛町におきましても、またこの当該の予定地におきましても、熊による被害が十分予測できる、そういう事態に立ち至ったため、一旦この計画はここまでで今ストップしているという風にご説明をさせていただいたところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 議会で説明あった、議員協議会では説明があったけれども、本会議では説明してないですよ。議員協議会の話で紳士協定でしゃべったらいけないっていう、何か紳士協定というものがあるらしいんで、言えなかったんですよ。これ、中止になってるっていうの。その上で予算説明でもう一つ、これ本会議で、昨年12月会議で特別職の旅費104万追加補正された件で、急に旅費が必要になったのかって聞いたら、これ、12月から3月までの公官庁への挨拶回りという風に課長から説明ありました。だから、決算審査で特別職の特別職の旅費請求、資料請求として、決算審査特別委員会で質問しましたよね。繰り返しますと、これ、いろいろと特別で、3月の町長1泊2日、東京出張8万1,000円のバック。副町長2月の1泊2日の東京出張3万2,000円。この格差は何かなあとかいう話もたしか

質問をたしかしたはずですけども、町長、このときの衆議院議員国会議員、衆議院議員国会事務所、神奈川大学、東京美瑛会事務所の訪問。副町長、防衛省中央要望、国会議員訪問これ8万円の町長よりも、3万円の副町長いっぱい働いてますよね。中央要望のほう、これはいいとして。問題は、特別職の12月から3月までの合計30万円程度。これ補正した予算は104万円ですよ。余るはずの70万円。聞いたら、資料請求あったのは、総務課所管分だったんで、総務課の分だけしか出てないっていう風に課長答えられたんです。これ、あとの70万は予算の別の課についてということになるんじゃないですかね。誰の指示でやってんですか、これ。伺います。

○議長（野村祐司議員） 興梠議員。非常に不適切でありますので、私は厳重に注意をいたしますので。

○4番（興梠勝也議員） 何て説明すればいいですか。

○議長（野村祐司議員） 発言の訂正をお願いします。

○4番（興梠勝也議員） じゃあ何て説明したらいいですか。

○議長（野村祐司議員） あなたが考えてください。

○4番（興梠勝也議員） 分かりました。もう1回手挙げて。

○議長（野村祐司議員） 言葉は訂正して、正しい言葉で質問をしてください。

○4番（興梠勝也議員） いや、それをもう1回手挙げてやるんですか。

○議長（野村祐司議員） どうぞやってください。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。予算説明でもう一つ、昨年の12月議会で、特別職旅費104万が追加補正された件です。急に旅費が必要になったと聞いたら、12月から3月までの官公庁への挨拶回りになどという説明が、答弁がありました。だから決算審査で特別職の旅費の請求として決算審査委員会で質問しましたよね。これ繰り返します。これいろいろ出ていて、3月の町長の1泊2日東京出張8万円。8万1,000円のパック。副町長2月1泊2日の東京出張3万2,000円。この格差は何かなと思った次第で、町長は衆議院議員国会事務所、神奈川大学、東京美瑛会事務所の訪問。副町長は防衛省中央要望、国会議員訪問とあります。8万円の町長より3万円の副町長のほうがよほど有効な陳情活動をしているように見えますが、問題は、特別職の12月から3月までの合計は30万円程度。補正した予算は104万円なので、余るはずの70万円について聞いたら、資料請求があったのが、総務課所管分だったので、総務課の分だけしか出ていないという答弁がありました。これ総務費の予算で104万円出してるんですよ。それを総務課以外で使っているということでしょうか。これ、総務課以外で使っているというのは、誰の指示でやっているのか質問します。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前10時42分）

再開宣言（午前10時43分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。ちょっとその前に発言の整理ですが、発言の取消しという風に解釈してよろしいですね。それでよろしいですね。

（「はい」の声）

新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） かなり細かい質問の内容でしたので、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。まず、補正については、その先3月までを見越した中での補正の金額ということで、ご提案したということですので、補正の段階で、その先いくらかかるかというのはですね、きっちりと固められるものではございませんし、特に特別職については、急遽そういった出張等が必要になるといったこともですね、多々ございますので、そういった部分を見越して補正を上げさせていただいたというところでございます。あともう1点細かいお話、ご質問頂きましたけども、町長と副町長の旅費の差というところなんですけど、副町長については、自衛隊の陳情要望活動で、上京したというところでございます。これについては、外部負担金ということで、富良野地方の自衛隊の協力会のほうから5万円外部の負担が出ておりますのでその差額分の旅費ということの3万何千というところの差というところに、になっております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） いや、予算の説明責任っていうと、そこも果たしてないですよ。5万円入ってますって、防衛省から、そういうところは細かいことを言うけれども、これ、予算で総務費で104万あげてますって。でも総務課で30万しか使ってません。これ町長の話ですよ。町長さんの出張の話ですよ。町長さん、特別職の。これ予算で、私たち何のためにこれ総務費で104万あげました。賛成ですか、反対ですかって手あげてるんですか。でも違うところで使ってますっていう風に話になったら、違うところからお金入ってますって。そんな話になったら、予算の信用、予算の信頼がなくなってくるわけでしょう。これ、どうしてこういうことが行ってるのか誰の指示で行っているのか。これ前もありましたよね、さっきのキャンプ場整備のときの実施設計で900万予算ありました。500万で入札しました。で、△200万でした。200万どこいったのって聞いたら、200万流用しました。決算に出ますって決算にも出てないですよ。だから、予算の信用性が全くなくなる。消える予算が出てきているっていうのがあって、どんな風に予算私たち見ればいんでしょうかね。これ、今回の70万もどこに行ってるんですかっていう話ですよ。残りの70万どこに行ってるのかって。どこに行ってるんですか。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前10時47分）

再開宣言（午前10時48分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

興柁議員。議会についての。

○4番（興柁勝也議員） いいです。

○議長（野村祐司議員） 今の発言はいいの。

もう一つ、元へ。再開しますが、この場にあっては、議会については、大所高所に町長と、あるいは理事者と論議を交わす場でありますので、細かい数については、資料請求されても答えられない場合がありますので、議員の理解をお願いします。以上です。

（「はい」の声）

4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。70万。これ細かいところを後で出してもらえると
いうことで認識してよろしいでしょうか。それと、よろしいでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 資料請求をする。

○4番（興柁勝也議員） あー、資料請求。じゃあ、もー、もー、分かりました、はい。分かり
ました、はいはいはいはい。資料請求もいいです。すいません。取消します。取消します。は
い。もう時間ないんで、いいです。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前10時48分）

再開宣言（午前10時49分）

興柁議員、明確に質問の根拠を示し、再質問を再開します。

（「はい」の声）

4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 細かいことを言ってるのも、予算の信用性っていうところの問題を言
ってるんです。全体的にさっきも言ったように、ここで予算を上げましたって、総務費、農林
費、商工観光費、そういうのがありましたと。そこのお金が適正に使われているかどうか
という部分の予算説明っていうのが信頼が揺らぐのでこういうことを言ってるんですけども。
予算の説明責任をきちんと果たされているんでしょうかっていうところをお聞きします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 予算案、そしてその議決また執行を後の決算の審査に至るまで、私ども
は全ての情報につきまして必要なものを皆さんにご提示をし、ご審議を頂き、予算委員会を経

て本会議で予算についてご決議を頂き、そのあと執行状況につきましても決算委員会を開き、認定不認定の審査をしていただいております。その中で詳細なご議論を頂いていると思っておりますし、私どもは何ら後ろめたいようなお金の使い方は一切しておりません。光明正大になっているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 後ろめたいことはしてませんと言いながら、さっきの細かいところでは分からない予算が出てきてるわけですよね。こういう分からない予算っていうのの説明責任はどうなってるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) あまりこれ以上言いませんけれども、細かい点過ぎるので今私ども手元に資料がございません。手元に資料がないので、今臆測でこうじゃないかということはできませんけれどもそれも正しいかどうか分かりませんので、資料持ち合わせてないのでお答えできませんとしか申せません。そのことをもって答えられないだろうではなくて、きっちりとしたしっかりした資料を持てば、私どもも答えさせていただきます。ただその場はこの場ではなくて決算委員会の中ではないかなと判断しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 決算委員会で聞いたけども流用してますとか、ほかで使ってますとか、総務課総務費ではありませんとかという風に言われるんですよ。そういうところはきちんと出てないんじゃないんですかっていうことをさっきから聞いてるんですけども、これに対してどうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) これは決算委員会の中でのやりとりでの、あれは時間制限でもございませぬので、納得ご意向納得いくまでご質疑頂ければと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 納得いかないから今回ここでこうやって聞いているわけでしょう。きちんとした説明がないから、これきちんと本当に説明責任を果たすっていう、こういうのというのは誰の指示でこういうことを言ってるのこういう説明になってるのか。説明責任、こんなマニュアルみたいなものはあるんでしょうか。それをお聞きします。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。
休憩宣言（午前10時52分）
再開宣言（午前10時53分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。
休憩宣言（午前10時55分）
再開宣言（午前10時55分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。
（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 予算のご提案、執行状況についてのご説明で執行後の決算委員会等を含めまして、各段階におきまして町の予算の執行状況につきましては、きっちりとご説明を申し上げております。説明責任につきましてご指摘でございますけれども、私どもとしましては、説明責任を果たしてきているという風に認識をしております。

○議長（野村祐司議員） 終わります。これで4番議員の質問を終わります。
11時10分まで休憩をいたします。

休憩宣言（午前10時55分）
再開宣言（午前11時10分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き会議を再開いたします。

先ほどの一般質問において、4番、興梠議員の発言は、一部不穏当なものでありました。後刻会議録を調査の上、処置をすることといたしますので、告知をいたします。

次に、13番、高田紀子議員。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

（13番 高田 紀子議員 登壇）

○13番（高田紀子議員） 気持ちを改めまして、13番、高田紀子。質問方式、時間制限方式、質問事項1、会計年度任用職員制度の適正な運用等について。質問の要旨、会計年度任用職員制度は、自治体に働く非常勤職員や臨時職員などの雇用・労働条件を適正なものにすることを目的の一つとして、地方公務員法の改正により令和2年度から施行され、今年度で4年が経過したところです。

本町における会計年度任用職員数は、現在、地域おこし協力隊員等を含め172人と報告を受けております。

人手不足が厳しい社会の現状で、任用職員数の維持が難しいものと考えます。本町の行政運

営を円滑に進めて行くための重要な職員ですので、誰もがやりがいを感じて、安心して働き続けられるよう処遇改善が行われていると思います。

令和5年12月に総務省から、会計年度任用職員制度の適正な運用等についての通知に基づいて、次の点について伺います。

- (1) 適切な給与決定について。
- (2) 適切な勤務時間の設定について。
- (3) 再度の任用について。

質問の相手は町長です。

次に、2、宿泊税及び持続可能な観光税導入の町民の理解について。町長が示した令和6年度の町政執行方針では、増大する観光需要に対応するため、安定した財源確保に取り組むことを強調し、令和5年4月制定の美瑛町持続可能な観光目的地実現条例に基づき、関係団体や有識者で構成する、美瑛町観光振興の財源検討委員会から10月に提言書が提出され、このほど宿泊税及び持続可能な観光税の概要が示されました。

町民や宿泊事業者から宿泊客の減少や税負担はイメージダウンに繋がるなどの懸念や疑問が渦巻いている現実があります。

特に、北海道が令和8年度導入を目指す法定外目的税、宿泊税との徴収負担が増すことに徴税に対する事業者の不満が募っています。

宿泊税等に関して、ホームページでの公表や先行した新聞報道によると、検討委員会からの提言書の受領の際に、提言書に沿った形で進める。と明言されていますが、その一方では、関連条例案の提出も含め、中小事業者からの意見が不十分とする声をよそに進められようとしています。

町長は、町民理解、町民参加型を自治の基本としていますが、自治基本条例に付随する新税及び提言について考えを伺います。

- (1) 自治基本条例での町民参加の在り方を重視する意見交換会の開催について。
- (2) 価格に敏感な国内客が美瑛町での宿泊を離れる可能性についての解消策は。
- (3) 民泊など零細中小業者に、一律の負担を求めているが、税の公平性に反すると考えられる。宿泊額による徴収額の多寡をどのように考えるのか。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 13番、高田議員さんからの2項目にわたりますご質問にお答えをさせていただきます。まず質問事項1、会計年度任用職員制度の適正な運用等についてお答えをい

たします。会計年度任用職員、以下、任用職員。は、本町の行政運営を円滑に進めていくため、正規職員とともに無くてはならない存在となっております。任用職員は、一般事務のみならず、専門的な業務に従事する方も多く、これまで培われたスキルは、多様化する行政ニーズに対応するために不可欠であります。一方で、全国的な人手不足による影響は本町も例外ではなく、行政サービスを支える人材の安定的な確保が困難になっております。

1点目につきましては、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる技術及び経験を考慮し、正規職員に準じた給料表を用いて給与を決定しております。また、任用職員の給与制度は、関係法の改正や国からの通知等に基づいて都度見直しを図っており、本定例会におきましても、給料月額の見直しに加えて令和7年度より勤勉手当を支給するよう、条例改正案を提出させていただいたところです。

2点目につきましては、町民へのサービスの提供が円滑に行われるよう、職員配置や勤務体制等を考慮した上で、一般的な事務に従事する場合には昼休憩を除いた7時間勤務を基本とし、その他業務の専門性や性質に応じた勤務時間を設定しているほか、過度な負担が発生しないよう適切な業務配分に努めるとともに、育児や介護などの事情を抱える職員につきましても、働きやすい環境となるよう配慮しております。

3点目につきましては、これまで平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえた上で、勤務実績等を考慮し選考しておりますが、本町の任用職員を長年にわたって勤められ、行政サービスを支えていただいている方も多く、これまで培われた経験やスキルは非常に貴重なものと捉えておりますので、総務省の通知に沿った中で実情に応じた柔軟な方法で採用することができるよう、公募によらない再採用の在り方も含め、選考手続の最適化を図ってまいります。

質問事項2点目、宿泊税及び持続可能な観光税導入の町民の理解についてお答えをいたします。宿泊税及び持続可能な観光税につきましては、白石議員からの御質問への答弁でも申し上げましたとおり、観光協会、商工会、びえい白金温泉観光組合、交通事業者及び農業協同組合など、観光事業者の皆さまによる観光振興の財源検討委員会を設置の上、御議論いただき、その成果として提言書による提言をいただきました。町としましては、観光事業に関わる団体の代表として各委員の総意によって取りまとめいただいた提言書であると認識しております。また、宿泊税及び持続可能な観光税（駐車場利用税）に係る懇談会、パブリックコメントや町外者アンケートを実施し、多くの皆さまからいただいた様々な御意見を参考に税制を構築してまいりました。

1点目につきましては、自治基本条例では町民参加の方法として、審議会等の会議の開催、意見交換会の開催、パブリックコメントの実施、アンケート調査の実施、その他適切な方法のうち、いずれか又は複数の方法をもって町民の参加を求めることと定められております。

本年10月の美瑛町観光振興の財源検討委員会による提言後、提言書に基づくパブリックコ

メントや町外者へのアンケート調査、宿泊事業者や関係団体を対象とした懇談会など、意見聴取の場を設けてきました。今後につきましても、適切な時期にまちづくり委員会などにより町民の参加を求めてまいります。

2点目につきましては、これまで国内外における宿泊税の導入先進地において、宿泊税の導入を起因として宿泊需要が減退したという実例はありません。本町が取り組むべきことは、長年の課題である通過型観光から滞在型観光への移行であり、そのためには青い池を始めとしたライトアップや星空観測など、魅力ある体験メニューにより滞在時間の延長を促し、町内への宿泊者数の増加を促進させる施策を進めることであると考えております。今後とも町内宿泊者が増加するよう、滞在型観光の振興について関係機関と連携を図ってまいります。

3点目につきましては、宿泊税の考え方としては、来訪者の増高によって生じている行政需要の増加費用を来訪者に負担していただくことを基本に制度設計を進めているところです。宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は、宿泊料金にかかわらず同等であることから、宿泊料金の多寡に関係なく、応分の負担をしていただくことが必要であると考えております。また、宿泊料金の設定は、宿泊事業者によって異なること、繁忙期等の季節や食事提供の有無によっても変動することから、簡素な課税によって宿泊事業者の事務負担を軽減する観点からも、宿泊行為に対する一律の税率適用は、公平性を確保する上で適当なものであると考えております。

宿泊税を課税する本旨は、来訪者によって増高している行政需要に対する町民負担を軽減するとともに、観光や農業による魅力あるまちづくりを進めるための財源確保であることから、納税者となる宿泊者の理解促進に向けた啓発に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。今回、総務省では令和5年4月1日時点での会計年度任用職員制度の施行状況に関する調査を実行したところ、ほぼ、対応はなされているようですが、十分な対応がなされていない自治体があったことから、適切な対応を行うよう通知が出されていたので、今回そのことで質問をさせていただきました。また、厚生労働省における働き方改革で、民間では非正規職員の法整備が進まれ進められて、それと比較すると、会計年度任用職員の大分差がある感じを受けております。これは法制度にのっとなって行われているところですので、その中で差が出てきたりとかもするとは思いますが、ただ、自治体で、自治体の裁量でできることは、整備が進めていくことが必要ではないかと感じています。

それではまず1点目の適切な給与決定について、質問させていただきます。任用職員マニュアルによりますと、フルタイム任用職員の給与水準については、任用職員の職務と類似する職

務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号級の給与月額の基本として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものです。と示されています。これは、採用時、任用職員の採用時における初任給っていうか、高卒での初任給の月額。また大学卒の初任給の月額を基本として、勤務の内容責任など勤務年数も含めて決められるものだと認識しているんですけども、ここにおいてはですね、民間の場合同一労働同一賃金のことから、雇用形態にかかわらず、通常の労働者と同一の賃金を支払うことになっています。ですので、マニュアルにおいてはですね、初任給からってというような考え方であると思っているんですが、これでは、生活の水準が低くなってしまおうと感じています。そこで、町長としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 民間の働き方と公務員の正規職員、会計年度任用職員さんのそれぞれの位置づけが恐らく異なるところがあるろうと認めてございます。現在美瑛町におきましては、今ご指摘頂いたフルタイムの任用職員さんですけども、美瑛町におきましてはパートタイムの任用職員さんが全てでございます。その中で、それぞれの方のこれまでの能力等に前歴能力等を考慮しながらの給与体系を適用させていただいているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。今お伺いしたパートタイムの方がほぼ全員ということでお伺いしました。パートタイムは法制度で、何ていう、給与ってところが、フルタイムの給与と示されて、パートタイムは報酬という名目になっている状況です。これは法制度ですから、ここをどうこうを今町長に見解をお伺いしますということにはならないんですけども、結局パートタイムであろうが報酬というところに、給与ではないってところが、どうしてそう定まってしまったのかはちょっと認識私はちょっと考えづらいとこなんですけど、ただ、フルタイムもパートタイムも、生活をしている状況ですので、この部分については、町側としても、町の裁量として、設定、給与の設定額ということを決めれると思いますので、その辺は町長どういう風にお考えですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) それぞれ働く方の生活という観点を大切にしなければならないと私も認識をしているところでございます。ただ、職、仕事の内容におきまして正規職員の方々が担っていただいている仕事、また責任と比較しまして、会計年度任用職員の方々は、様々な形の会計年度任用職員の在り方ありますけれども、一般的な事務補助職員におきましては、定型的補

助的な業務についていただいております、その中での報酬の在り方を考えながらの給与表になっているところがございます。町独自でできるところがあるというのはそのとおりでございます、美瑛町におきます会計年度任用職員さんの待遇におきましては、近隣の市町村と比べても、見劣ることないというよりは、いい待遇になっているのではないかなという風に理解しているところがございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。それでは次に、昇給のほうについてお伺いしたいんですけども、会計年度職員なので昇給という考え方はないかもしれないんですが、美瑛町の場合、長年にわたってその業務に働いていらっしゃる方がいらっしゃいますので、採用に当たっては、募集を毎年毎年行われている状況ですので、そうすると、長年勤めている方とそれから新規で勤める方の給与設定っていう、日額設定、時間外、時間額の設定っていうか、同等になってるように、見えるのですが、そこにはいくらの差があるのか、長年勤めた方にはある程度の金額が設定されているのか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘頂きましたとおり、会計年度任用職員さんが複数年お勤め頂いたときに、昇給というのが会計年度職員の制度上、概念として適切なのかどうかというところありますけれども、複数年、勤務を頂いた方に対しまして、1回のいわゆる昇給に当たる部分はございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。回答、ありがとうございます。それでは2点目の、適切な勤務時間の設定についてなんですけれども、答弁書においては基本1日7時間の労働時間とお聞きしましたが、フルタイム勤務時間とほぼ変わらないものと思われているのですが、その辺パートタイムの方を、フルタイムへの移行する考えっていうのは、ないのでしょうかお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今のところを、7時間勤務でございまして、フルタイムよりは45分短く、遜色ないというよりは、やはりフルタイムの方とパートタイムの方の勤務の時間に差があるという風に認識しております。その中で、この勤務状況の中で担っていただいている仕事を日々こなしていただいているところがございます。通知によりますと、勤務時間等を見直して

いくようと、チェックするよという内容となっておりますので、現に働いている方々の働き方残業時間が発生しているのかどうかですとか、それぞれの方の思い、気持ちというものは十分にお聞きをさせていただきながら、適切な勤務時間について今後とも考えてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。あの、一つ本年、令和6年度での任用職員の募集についてなんですけれども、1日7時間45分、週38時間45分がフルタイムですよ。その中で、建設機械運転業務、それと、町立病院の事務のほうで、1日7時間30分っていう。時間数が設定されていたんですね。これについてははっきり言ってもう15分だけの違いであって、もうフルタイム時間設定になるのではないかと風に身受けられました。今町長のお答えにも、今後、内容検討を再度検討するというお話を伺いましたので、こういうこともありますので、再度、来年度に向けても、それこそ任用職員さんたちのお話も聞きながら、実態調査を行って、時間設定をして、フルタイムなところはフルタイムに進めていただきたいと思います。それでは次に。

○議長(野村祐司議員) 高田議員。一問一答です。

○13番(高田紀子議員) すいません。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○13番(高田紀子議員) お願いします。

○町長(角和浩幸君) 今のすいません私不勉強で7時間30分でパートタイムの扱いという募集の仕方でしたが、ちょっとすいません不勉強で把握しておりませんが、設定の仕方につきましては、ちょっと一考を要するところもあるかなという風に思っております。そこも含めまして、先ほど申しましたけれども、現に働いていただいている、本当に毎日頑張っている皆さんでございますので、お一人お一人の聞き取りをさせていただき、適切な勤務時間がどうあるべきなのかということについては、次期に向けて検討させていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。それでは3点目の再度の任用についてなんですけど、これは答弁書を頂きました中、答弁書のとおり私も町が町にそのことも伝えたいと思っていた内容でしたので、ぜひとも更新については、通知書とかどうこうではなくって、町の裁量で行えるものと思っておりますので、やはりお仕事の慣れている方に、担当課の職員の人たちも必

要だと思しますのでそれと、今、それこそ採用がなかなか難しい、になってきて人を集めることが難しくなっているところですので、今の労働されている業務をなさっている任用職員さんの方たちを、更新していくような、スムーズにできるような形を整えていってほしいと思っています。その辺町長よろしく願いいたします。お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘頂きましたとおりでございまして、公募によらない、再採用の仕方というのが認められるようになりました。私ども自治体側にとりましても大変いい改正であるという風に受け止めております。やはりご指摘のとおりでございまして、これまで何年にわたって経験も積んで頂き、技術、スキルも身につけていただきました、美瑛町で働きたいという思いも、情熱も持っていらっしゃる方々、そういう方々に引き続き美瑛町でお力を頂くというところが私たちにとりましても大変ありがたいこととございますので、今回の改正に伴いまして、公募によらないような採用の仕方というものを広げてまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。それで、この質問に対しての最後になるんですけども、どうしても任用職員の方たちって、やっぱり短期雇用である、年度雇用であるってところで、やっぱり単年度単年度で仕事を終えるかもしれないという不安感もあったり、それと、どうしても雇用されて、今回の法律上で、任用職員さんは正規の役場職員であるってことが決まったという、決まったというか、そう示されているんですけども、気持ちとしては、やはり正規の職員とは違う上下関係にあるっていう気持ちがどうしても拭い切れないところがあって、やはりそこには、自分の業務についている中で、専門の方もそうです。仕事を正規の職員さんは異動等に変わっていくけれども、任用職員さんたちはそこにずっといられる方達で仕事を進めて意欲も持ってやっているんですが、どうしても気持ちっていうか、萎縮しているようにお話を聞くことがあります。私たちは上下関係の中にいるので、言いたいことも言えない状況にあるようなお話をすることがあるんですね。なので、やっぱりそこは意識の改革といいますか、意識をもうちょっと変えていかなきゃいけないような、対応を示さなければいけないのではないかなという風に感じています。ですので、何ていうんでしょうね、意識の正規職員と同等だっていうこと、役場の職員であるっていうところでの研修会といいますか、勉強会でもいいんですけども、あと職員と同志での、やはりその課の中で自分が一職員で、町民の方たちのお仕事をしているっていうし意識を持たせていただけるような、対策が必要ではないかと思いますが、その辺のことについてお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 冒頭の答弁の中で申し上げましたとおり、私どもにとりましては、会計年度任用職員の皆様方ともに、この美瑛町役場の中で働いていただいている、もう大変重要なメンバーであり仲間でございます。その中で、正規職員と役場の中で働くという意味では、全く同一平等という立場の中で働いていただきたいなと本当に願うところでございます。働いていただいているのかなと思ってましたら、やはり今ご指摘のように、どっか萎縮してるところがある、というところでございます。私どもから見るとそれほど差がないように見えますけれども、そこが正直な生なお話なのかなと思ひまして、ありがたく拝聴させていただきました。もうまさに、上下関係ではなくてここで共に同じ、公務に携わる働く仲間でございますので、正規職員の側の意識も、私どももちろんですけども、正規職員の共に机を並べている職員の側にもしかしたら少し何か気持ちの差があるのかもしれないので、研修ですとかまた、様々な庁舎内の集まり会合もございますので、そのような機会を通じて、同じ仲間、ともに働く仲間なんだというところを徹底していくように、私からもお話させていただきたいと思ひますし、研修会のような場が必要と判断すれば、そのような場を設ける中で明るく楽しく働ける、そういう職場環境にしてまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。それでは質問事項2項目目の宿泊税及び持続可能観光税導入の町民の理解についての再質問をさせていただきます。1点目につきましてははすね、この件につきましては昨日からの一般質問の流れもありますので、1点目につきましては、ここで答弁書に抑えたいと思っております。

それで、2点目につきまして、再質問します。宿泊税を起因として宿泊需要が減退した実例はありませんと答弁していますが、課税していない、今の現時点で実例がないという根拠はどこにあるのか、お伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) これは美瑛町において、こういう現象が見られるということではなくて宿泊税について研究をされている研究者の方から伺った話でございます。現に東京都あるいは京都市など、宿泊税を導入している自治体を見ても、来訪者数は増えてきている状況にある。そういうようなことをもって、その研究者の方が、宿泊税を導入したからと言って宿泊客が減少したというエビデンスはありませんと、こういう説明を受けているところでございます。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。それでは3点目についてなんですが、ニセコなどでは、いわゆる隠れ宿泊業者との負担の公平性が心配されているのですが、本町でも、宿泊業者さんの中には、確実に町が把握できるのかというところで心配なさっている方もいらっしゃるのですが、その辺はどういう風に見ていらっしゃるでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 隠れ宿泊事業者という存在がほかの自治体でもあるということは承知をしているところでございます。美瑛町におきましても、現にこの宿泊税の導入につきまして今後、ご提案をさせていただきご審議を頂くんですけれども、仮の仮でお認め頂いた場合には、その汚行につきまして隠れを認めてしまうと公平性、税の公平性まさにその根幹に関わる部分でございますので、そのようなことがないように、美瑛町内の宿泊事業者の把握については徹底をしてまいりたいと思います。民泊につきましても、道と北海道と密接な情報交換のもとで、美瑛町内の事業者の把握に今、現に努めておりますし、これからも努めてまいりたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。先行検討、先行で検討、検討地区では、1万円以下、宿泊費が1万円以下の場合非課税としているところがあるのですが、やっぱり零細事業者さんについては、やはり宿泊費が低い中で税金を徴収することになると、その分、宿泊費が高めになるという風になって、やはりそこが原因となる原因となって、宿泊される方が減少されるという、また心配をされているのですが、そこについてのお考えをお聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 現時点では、検討委員会からもらいました提言書に即した形で、解釈といたしますか論理構成をしていきますと、美瑛町内に入域された方に伴って、美瑛町の支出費用が発生しています。その部分について、来訪者からいくらかのご負担を頂きたいという構成でございますので、宿泊、先ほど申しましたけども、宿泊料金の多寡によるものではなくて美瑛町に来訪するという事の原因について、課税という形でご協力をお願いしたいという考え方でございます。この考え方からいきますと、宿泊の料金ではなくて、定額でお1人いくらというところが論理的には導き出される、現状の内容となっているところでございます。ただ、ご指摘のような本当に切実なお声もおありかと思います。また、北海道が定額で段階定額でと言っ

ていた北海道が定率を認めるような内容の宿泊税に急遽、昨日変わり可決されたところでございます。そのような動向を見ておりますと、なお検討を検討しなければいけない余地もあろうかなという風にも、今、私は思っているところでございます。今後、税の形での条例案をご提案をさせていただきます。そのことをもちまして、議会議員の皆様、また、事業者の皆様、町民の皆様と意見交換をさせていただきますので、その中でまた率直なお考え方、ご意見を出していただきながら、美瑛町にふさわしい宿泊税の在り方というものを探ってまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。最後になりますけれども、やはり新税ですので、町民の方、それから事業者の方たちは、新税が決まってからどのようなことが起きるのかっていうところで、不安が募っていると思うんです。なので、事業者の方もそうですけれども町民の方でも農家さんでは、結局その新税ができたから、そのあと、その使われ方がどう使われていくのか、農家さんにしても環境、環境の観光のために努力をしているところもあってそこに自分たちにも、それなりの何かが、支援をしていただけるのかとか、それぞれ皆さん新税ができたことによって何が起きてくるかっていう、臆測とか、いろんな事業者にとっても、当事者として何が起きて、どうなるのかっていうところがあるので、それで説明会とか懇談会にはやっぱりそこんところが心配なので、役場のほうにいろいろと聞かだろし、提案もなさっていると思うんです。町側としても、そこんところにはっきり決まってないことを答えるっていうことはできないとは、理解しますし、だからそこで検討していく何々をしていきます、検討していきます検討していきます。結局そこに参加している方たちは何の答えもされていないっていう、イメージがついてしまって、行政はいつもそうだよみたいな声も私は聞くことがあって、やはりそこにやっぱり町民とか事業者に寄り添った、回答の仕方っていうことを考えていただきたいと思います。新税についてはやっぱりこれって、理解をしてもらって納得してもらってやっぱり合意形成のもとで行われないと、この後も様々な臆測とか不安感を募らせるばかりのような風に私はどうしても外側から見ると心配するところがありまして、ぜひともそこが、結局検討します、検討しますって言ったことはその後いつのどの時点でそのことを回答するかっていうところにもありますので、今後その辺をしっかりと、条例が出来上がる時点で、懇談会とかの説明会もあると思いますので、やはり今まで受けてきた意見とか質問についてちゃんとそのときにはある程度の答えを持った中で、行っていただきたいと思っています。町長その辺の対応をよろしくお願いしたいのですが。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ごもっともなご指摘を頂いてると思いながら聞かせていただきました。まず1点は、導入されたと仮定した場合ですと特別徴収義務者になられます、宿泊事業者の皆様方、その事業者の皆様方のご理解とご協力がなければ、進んでいかない。そういう制度、税であるということは十分認識してございますので、ご理解を頂くためのご説明はもちろんでございますけれども、これまで頂いております様々な考え方、ご意見を踏まえて、それに今の段階からお答えできるような内容を詰めてまいりたいと思います。税の形、条例の形、今までは提言書の中身についてご説明させていただいております。それについてご意見頂きましたので、今度税の条文条例の条文の形でご説明会を予定しております。だから、条文の第何条何だけ説明する、そんなことではなくて、そこから何がどう変わっていくのかというところを、丁寧に説明といいますか、ご意見頂いてやりとりするような意見交換会の性格になるような会合を開き、ご理解を賜りたいと思っております。農業者の方のお話も頂きました。これはまだ、それこそ本当に、仮の話ですけれども、今設定しておりますのは、法定外普通税でございますので、観光を目的としていない制度設計になっております。ということは理論上は、農業分野に対する支援もできる。やはり、美瑛の観光の大元を支えているのは、僕は農業であると思っております。そういう意味で、農業者がメリットを感じられるようなものというところにも、法定外普通税であれば、手が届く、そういう内容になっておりますので、そのことをより具体的に説明会の中で私どもからご提案できるような内容をしっかり詰めた上で、皆様との懇談に臨みたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の質問を終わります。これで通告のありました質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩宣言（午前11時51分）

再開宣言（午後1時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続いて会議を再開いたします。

ここでお知らせをいたします。午前中の一般質問において、議員による不穏当発言が散見されました。議会運営委員会による協議をただいまから開催いたしますので、委員の方は、第1委員会室にお集まりください。それまでの間、しばらく休憩をいたします。以上です。

休憩宣言（午後1時00分）

（議会運営委員会の開催）

再開宣言（午後1時22分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

午前中の本会議でも申し上げましたが、議会運営委員会の中で、改めて不穏当な発言部分を確認しましたので、後刻会議録を確認の上、削除することにいたしましたので、報告をいたし

ます。以上です。それでは次に移ります。

日程第3 議案第1号 美瑛町会計年度任用職員給与の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第3、議案第1号、美瑛町会計年度任用職員給与の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、1頁から5頁まで。条例の一部改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の1頁から10頁までになります。

今回の美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当を支給するよう規定を追加するとともに、美瑛町職員の給与に関する条例に規定する給料表に準拠し、会計年度任用職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの朗読を省略し、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の1頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、1点目として、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る規定を追加し、あわせて条項ずれに伴い条文を整備するものです。2点目として、会計年度任用職員の給料表について、美瑛町職員に準ずる給料月額となるよう改正するものです。

3の施行期日ですが、令和7年1月1日から施行するものです。

2頁から10頁までの新旧対照表のご説明は、省略いたします。

資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。議案集の5頁の附則からになります。附則、この条例は、令和7年1月1日から施行する。以上で、議案第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

(「はい」の声)

4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。いやさっき一般質問と答弁でもあったんで、軽く触れるんですけども、これ、会計年度任用職員ですけど、この中にはやっぱり特殊技能とか資格を持った人もいって、この人材流出防ぐためにも、ある程度の身分保障するようなこういう金額だけじゃなくて、何か条例みたいなもので、そういったものがないのかどうか。身分保障するようなもの、できないものかどうか町として何か考えがあるか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 会計年度任用職員の制度につきましては、地方自治法の中で規定がされており、それに基づいた制度設計となっているところです。今議員ご指摘それから先ほどの一般質問の中でもございましたが、全国的にはですね、この雇用ですね、会計年度任用職員の雇用についての処遇等も含めてですね、課題となっているというところで、今回もですね、国のそういった方針も処遇の改善も含めてですね、見直されているというところでございますので、そういったものに従いまして美瑛町でもですね、そういった、きちんと行政サービスそれから公共サービスを維持できるようにですね、きちんとこういった職員を確保できるように、処遇の見直しもですね、随時行いながらですね、いきたいという風に思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) ありがたいんですけども具体的に何かそういったもので決まっているもの、身分保障するって、何か条例化するとかそういったものっていうのは何かあるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 会計年度任用職員の任用につきましては、既存の条例がございますので、この中で給与ですとか、処遇ですね。そういったもの、基本的には正規職員に準じてる部分も多々ございますが、そういった既存の条例の中で都度ですね、見直しを図っていくということになるかという風に思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 国の条例とか分かるんですけども、町としてこういう条例やって身分保障していますということを打ち出すほうがよっぽど、会計年度任用職員の有能なそれこそ特殊技能とか資格を持った人が集まるんじゃないかという風にも思うんですけども、その辺

をどう町として打ち出していく考えがあるのかどうかというのをお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 繰り返しになりますけども、既存の条例が身分に関してはございますので、その中でしっかりとですね、地域の実情等も踏まえながら、都度都度ですね、見直しを図っていくということになります。あくまでも、既存の条例の中できちんと、うたい込んでいくということになるかという風に思います。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第1号の件を採決いたします。議案第1号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第4、議案第2号、美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

庄司住民生活課長。

(住民生活課長 庄司 篤史君 登壇)

○住民生活課長(庄司篤史君) 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては6頁になります。

条例の一部改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の11頁から12頁になります。二地域居住体験住宅の使用料について、利用実績に即した算定方法を加えるよう本条例の一部を改正するものです。

初めに、議案を朗読し、その後資料に基づき、改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の11頁になります。1の改正の要旨につきましては冒頭の提案理由でご説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、別表2の備考について、使用の開始日、及び終了日が月の途中である場合日割り計算する規定に改めるものです。

3の施行期日ですが令和7年4月1日から施行となります。12頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。資料の説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の6頁、附則からになります。附則この条例は令和7年4月1日から施行する。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 3 号 令和 6 年度美瑛町一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 6 議案第 4 号 令和 6 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

日程第 7 議案第 5 号 令和 6 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 1 号）につ
いて

日程第 8 議案第 6 号 令和 6 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

日程第 9 議案第 7 号 令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 10 議案第 8 号 令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 11 議案第 9 号 令和 6 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（野村祐司議員） 日程第5、議案第3号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第7号）についての件、日程第6、議案第4号、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）についての件、日程第7、議案第5号、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計補

正予算（第1号）についての件、日程第8、議案第6号、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）についての件、日程第9、議案第7号、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての件、日程第10、議案第8号、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第2号）についての件及び日程第11、議案第9号、令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）についての件を一括議題といたします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、7頁から36頁までになります。

今回の補正の主なものは、低所得者等に対する冬の生活支援事業費の追加、実績見込みに伴う障がい者自立支援給付費及び施設型給付費の追加、割当内示に伴う畑地化促進事業費の追加、丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加及びその他事業費確定等に伴う減額などです。

はじめに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の17頁になります。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額206万5,000円の減額。令和4年度及び5年度分の退職手当組合特別負担金の精算額確定による負担金の減額です。

第2目一般管理費、補正額4万8,000円の追加。会計年度任用職員の給与改定による報酬の追加です。

第3目広聴広報費、補正額20万円の減額。印刷単価の入札減による需用費の減額です。

第4目車両管理費、補正額42万2,000円の減額。公用車購入の入札減による備品購入費の減額です。

第5目財産管理費、補正額371万8,000円の追加。説明欄1の（1）役場庁舎LED化事業は、事業費確定による工事請負費58万5,000円の減額です。説明欄2の（1）スマート行政推進事業は、勤怠管理システム導入業務の事業費確定による委託料184万5,000円の減額。（2）財産維持管理事業は、遊休施設の利活用に当たり、不動産鑑定評価に要する委託料32万5,000円の追加及び土地開発基金で所有する遊休町有地処分のための、土地購入費888万5,000円の追加。（3）庁舎維持管理事業は、光熱水費の実績見込みによる需

用費 400 万円の減額及び空調設備の修繕に要する需用費 93 万 8,000 円の追加です。

第 6 目情報管理費、補正額 261 万 9,000 円の追加。社会保障・税番号制度システム中間サーバー負担金の追加です。

19 頁になります。第 7 目地域振興費、補正額 448 万 5,000 円の減額。説明欄 1 の (1) 地域間幹線バス運行支援事業は、運行経費の増大に対する運行継続の支援で、助成金 253 万 4,000 円の追加。(2) 地域脱炭素推進事業は、太陽光発電設備導入調査業務の事業費確定による委託料 281 万 9,000 円の減額です。説明欄 2 の (1) デジタル・トランスフォーメーション推進事業は、地域活性化企業人の派遣延期による負担金 420 万円の減額です。

第 9 目移住対策費、補正額 362 万 8,000 円の追加。説明欄 1 の (1) 移住対策事業は、旭川大雪圏域連携中枢都市圏連携事業の事業費確定による負担金 10 万円の減額。(2) 定住住宅取得助成事業は、申請者の増による助成金 372 万 8,000 円の追加です。

第 11 目火山砂防情報センター費、補正額 68 万 2,000 円の追加。会計年度任用職員の勤務時間の増による報酬の追加及び電気使用量等の増による需用費の追加です。

第 12 目災害対策費、補正額 72 万 9,000 円の追加。説明欄 1 の (1) 防災活動事業は、防災マネージャーの報酬及び共済費の決算見込みによる 5 万 4,000 円の追加。(2) 防災無線管理事業は、電気使用量等の増及び防災行政無線屋外設備の修繕による需用費の追加、IP 無線通信料の増による役務費の追加、防災行政無線の保守点検業務の事業費確定による委託料の減額で、98 万 8,000 円の追加。(3) 十勝岳望岳台防災シェルター管理運営事業は、会計年度任用職員の勤務時間増による報酬の追加、電気使用量等の増による需用費の追加、監視カメラ設置に伴う回線使用料の増による役務費の追加で、23 万 7,000 円の追加。(4) 防災無線更新事業は、防災無線操作卓更新整備工事の事業費確定による工事請負費 55 万円の減額です。

21 頁になります。第 14 目諸費、補正額 827 万円の追加。説明欄 1 の (1) 美瑛高等学校教育環境振興補助事業は、特色ある教育支援に対する補助金で、180 万円の追加です。2 の (1) 地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブルの修繕、支障移転及び増設による実績見込みで、需用費及び工事請負費 470 万円の追加です。3 の (1) 過年度歳入過誤納還付金は、法人税、個人住民税等の還付予定額分及び新型コロナウイルスワクチン接種交付金等で、償還金利子及び割引料 177 万円の追加です。

第 2 項徴税费、第 1 目税務総務費、補正額 34 万 3,000 円の追加。説明欄 1 の (1) 税務総務管理事業は、会計年度任用職員の給与改定による報酬及び継続任用による職員手当で、22 万 5,000 円の追加。(2) 上川広域滞納整理機構負担金は、当年度引継額確定及び前年度負担金精算による負担金 11 万 8,000 円の追加です。

第 2 目賦課徴収費、補正額 75 万 9,000 円の追加。令和 7 年度定額減税に対応するため

のシステム改修による委託料の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1,218万5,000円の追加。説明欄1の(1)福祉バス運行事業は、福祉バスのバッテリー交換による需用費18万5,000円の追加。(2)冬の生活支援事業は、物価高騰に伴う低所得者に対する支援事業実施による補助金1,200万円の追加です。

23頁になります。第2目高齢者福祉費、補正額726万7,000円の減額。説明欄1の(1)訪問看護ステーション利用料軽減助成事業は、訪問看護利用者の増による助成金13万3,000円の追加。(2)外国人介護福祉人材育成支援事業は、留学生の減による負担金740万円の減額です。

第3目障がい者福祉費、補正額1億4,670万円の追加。説明欄1の(1)障がい者自立支援給付費は、実績見込み増による扶助費1億1,670万円の追加。(2)障がい児施設措置費は、実績見込み増による扶助費2,940万円の追加。(3)地域生活支援事業は、利用見込み増による委託料60万円の追加です。

第5目いきいきセンター費、補正額36万8,000円の減額。購入備品の仕様変更による備品購入費の減額です。

第7目地域支援事業費、補正額14万5,000円の追加。会計年度任用職員の給与改定による報酬の追加及びデイサービス利用の増に伴う光熱水費の増による需用費の追加です。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額3,956万7,000円の追加。説明欄1の(1)丘のまちびえいすくすくサポート事業は、対象入学児童生徒の減による報償費126万7千円の減額。(2)児童手当支給事業は、制度改正に伴うシステム改修費用の確定による委託料80万6,000円の減額。(3)施設型給付費事業は、公定価格の改定による負担金4,147万7,000円の追加。(4)こども緊急さぼねっと事業は、スタッフ会員の増による助成金4万9,000円の追加。(5)幼児教育・保育副食費補助事業は、利用児の増による負担金11万4,000円の追加です。

25頁になります。第2目保育所費、補正額595万5,000円の減額。どんぐり保育園の運営に係る事業費精査による委託料の減額及び事故に伴う負傷児童保護者に対する補償金の追加です。

第3目へき地保育所費、補正額200万円の減額。へき地保育所の運営に係る事業費精査による委託料の減額です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額193万4,000円の減額。老人保健施設の前年度事業利益確定による繰出金の減額です。

第2目保健指導費、補正額78万9,000円の追加。妊婦健診の受診見込み者数の増による委託料の追加です。

第3目予防費、補正額6万1,000円の追加。会計年度任用職員の給与改定による報酬の追加です。

第4目保健センター費、補正額1万1,000円の追加。電話基本通話料金の増による役務費の追加です。

第5目医療扶助費、補正額200万円の追加。乳幼児医療給付費の増による扶助費の追加です。

第6目環境衛生費、補正額14万2,000円の追加。次年度本町で開催される、星空の街・あおぞらの街全国大会の引継ぎに伴う旅費の追加です。

27頁になります。第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額1万8,000円の減額。説明欄1の(1)清掃管理事業は、印刷費の確定による需要費13万9,000円の減額。(2)大雪清掃組合負担金は、管理費の精算による負担金12万1,000円の追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額4万9,000円の追加。会計年度任用職員の給与改定による報酬の追加です。

第2目農業振興費、補正額3,331万4,000円の追加。説明欄1の(1)北瑛小麦の丘体験交流施設管理運営事業は、レストラン棟エアコン修繕による需用費59万6,000円の追加。(2)経営所得安定対策等推進事業補助金は、事業費確定による補助金30万2,000円の減額。(3)畑地化促進事業は、事業費の割当内示による交付金3,367万4,000円の追加。(4)環境保全型農業直接支払交付金は、事業費確定による交付金90万5,000円の追加。(5)新規就農者育成総合対策事業は、事業費確定による交付金37万5,000円の減額。(6)経営継承・発展支援事業補助金は、事業費確定による補助金118万4,000円の減額です。

第2項耕地費、第3目基幹水利施設管理費、補正額253万円の追加。大雨により頭首工に堆積した流木除去に要する委託料の追加です。

第3項林業費、第1目林業費、補正額32万2,000円の減額。説明欄1の(1)森林整備担い手対策事業は、事業費確定による負担金16万8,000円の減額。(2)森林経営管理制度事業は、入札に伴う事業費の減による委託料15万4,000円の減額です。

29頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額958万円の追加。説明欄1の(1)中小企業町特別融資貸付金は、申請者の増による補助金20万2,000円の追加。(2)電子地域通貨運営事業は、Beコインチャージ金の増加見込みによる負担金937万8,000円の追加です。

第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額38万9,000円の追加。説明欄1の(1)各種大会派遣事業は、全国大会出場による補助金5万2,000円の追加です。2の(1)地域人材育成研修施設管理運営事業は、利用者の増による需用費21万8,000

円及び役務費 11万9,000円の追加です。

第4目郷土学館費、補正額 10万3,000円の追加。会計年度任用職員の給与改定による報酬の追加です。

第8目イベント推進費、補正額 15万9,000円の追加。説明欄1の(1) イベント推進事業は、会計年度任用職員の給与改定による報酬 6万1,000円の追加。(2) 宮様国際スキーマラソン事業は、圧雪車の修繕による需用費 9万8,000円の追加です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額 281万円の減額。説明欄1の各事業の事業費確定及び確定見込みによる減額です。

31頁になります。第2目道路新設改良費、補正額 1億2,642万5,000円の減額。説明欄1の各事業の事業費確定及び確定見込みによる減額です。

第3目橋梁維持修繕費、補正額 1,000万円の減額。事業費確定見込みによる減額です。

第4項都市計画費、第1目公園費、補正額 37万3,000円の減額。説明欄1の各事業の事業費確定及び確定見込みによる減額です。

第2目街路事業費、補正額 106万7,000円の減額。事業費確定による減額です。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額 305万2,000円の減額。説明欄1の各事業の事業費確定による減額です。

33頁になります。第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、補正額 939万2,000円の追加。大雪消防組合の共通経費では、前年度繰越金精算、給与改定に伴う本部人件費の増及び起債繰上償還に伴う公債費の増による負担金の追加、単独経費では、前年度繰越金精算、給与改定に伴う人件費の増などによる追加です。

第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、補正額 3万円の追加。交際費の予算不足見込による追加です。

第2目事務局費、補正額 12万3,000円の減額。事業費確定による工事請負費の減額です。

第3目学校給食費、補正額 662万1,000円の追加。給食材料費の高騰による学校給食無償化交付金の追加です。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額 44万5,000円の減額。説明欄1の(1) 小学校施設改修事業は、事業費確定による工事請負費 16万5,000円の減額。(2) 小学校管理運営事業は、印刷機賃借料の確定による 28万円の減額です。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額 36万7,000円の減額。説明欄1の(1) 中学校施設改修事業は、事業費確定による工事請負費 15万7,000円の減額。(2) 中学校管理運営事業は、印刷機賃借料の確定による 21万円の減額です。

35頁になります。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金

費、補正額1,200万円の追加。遊休町有地の売払い収入を基金に積立てる追加です。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額8,803万5,000円の追加。9月補正以降のまちづくり寄附金、企業版ふるさと納税寄附金及びガバメントクラウドファンディング寄附金を基金に積立てる補正です。

次に、歳入について、ご説明いたします。議案集の11頁になります。歳入、第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額1,099万円の追加。現年課税分は、給与所得等の増に伴う決算見込額の増による追加、滞納繰越分は、実収入額に応じた決算見込額の増による追加です。

第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額526万円の追加。現年課税分は、家屋新築及び償却資産取得に伴う決算見込額の増による追加。滞納繰越分は、実収入額に応じた決算見込額の増による追加です。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第3目農林水産業費負担金、補正額83万6,000円の追加。事業費増に伴う基幹水利施設管理負担金の追加です。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料、補正額153万2,000円の追加。二地域居住体験住宅使用料の決算見込みによる追加です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額9,171万4,000円の追加。障がい者自立支援給付費、障がい児施設措置費の増に伴う負担金の追加及び施設型給付費の増に伴う負担金の追加です。

第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額30万円の追加。地域生活支援事業費の増に伴う補助金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額59万2,000円の減額。経営継承・発展支援事業の事業費確定に伴う補助金の減額です。

第5目土木費補助金、補正額1億7,722万4,000円の減額。各交付金事業及び補助事業費確定に伴う減額です。

第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額51万6,000円の追加。十勝岳火山砂防情報センターの会計年度任用職員の報酬の追加及び電気料の追加に伴う委託金の追加です。

13頁になります。第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額4,689万4千円の追加。障がい者自立支援給付費、障がい児施設措置費の増に伴う負担金の追加及び施設型給付費の増に伴う負担金の追加です。

第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額15万円の追加。地域生活支援事業費の増に伴う補助金の追加です。

第3目衛生費補助金、補正額50万円の追加。乳幼児等医療給付費の増に伴う補助金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額3,357万5,000円の追加。畑地化促進事業、環境保全型農業直接支払交付金の割当内示に伴う追加及び新規就農者育成総合対策交付金、経営所得安定対策等推進事業補助金の事業費確定に伴う減額です。

第16款財産収入、第2項財産売却収入、第1目不動産売却収入、補正額1,200万円の追加。遊休町有地の売却による追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金。補正額8,803万5,000円の追加。まちづくり寄附金3,962件分、8,372万9,000円。企業版ふるさと納税寄附金80万円。ガバメントクラウドファンディング寄附金350万6,000円の追加です。なお、11月25日現在までで、本年度のまちづくり寄附は、6,851件、1億4,052万9,000円、企業版ふるさと納税寄附は、2,070万円となっております。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金、補正額1,066万6,000円の追加。説明欄1の公共施設等整備基金、3の農業振興基金及び5の森林環境譲与税基金の各繰入金は、事業費確定による減額。2の福祉基金繰入金は、外国人介護福祉人材育成支援事業の減及び冬の生活支援事業による追加。4の丘のまちびえいまちづくり基金繰入金は、事業費確定による減及び学校給食無償化交付金の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額3,435万円の追加。令和5年度の繰越金は、2億7,924万円で、今回の追加補正後の繰越金計上額は、1億5,513万7,000円で、財源留保額は、1億2,410万3,000円となります。

15頁になります。第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額789万8,000円の追加。Beコインチャージ金の追加及び外国人介護福祉人材育成支援事業負担金の減額です。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額50万円の減額。防災無線操作卓更新整備工事業の事業費確定に伴う減額です。

第6目土木債、補正額4,800万円の追加。各事業の起債の追加及び起債額の調整に伴う追加です。

次に、議案集の10頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の限度額合計12億134万2,000円から4,750万円を追加し、変更後の地方債の限度額合計を12億4,884万2千円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第2表地方債補正、変更。起債の目的、緊急防災減災事業。変更前限度額7,170万円。変更後限度額7,120万円。起債の目的、公共施設等適正管理推進事業。変更前限度額2,590万円、変更後限度額2,370万円。起債の目的、辺地対策事業。変更前限度額2億8,920万円、変更後限度額3億3,940万円。合計、変更前限度額12億134万

2,000円、変更後限度額12億4,884万2,000円。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ありません。

8頁及び9頁の第1表歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で、議案第3号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鎌田保健福祉課長。

（保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇）

○保健福祉課長（鎌田静香君） 議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、37頁から42頁になります。

このたびの補正予算の内容は、老人保健施設ほの香の令和5年度事業利益の確定に伴う指定管理者委託料の減額です。

最初に議案条文を朗読させていただきます。議案集37頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出から説明します。議案集41から42頁になります。歳出、第1款施設事業費、第1項管理費、第1目一般管理費、委託料、補正額193万4,000円の減額です。説明欄（1）老人保健施設運営事業、令和5年度事業利益の確定に伴い、年度協定に規定した指定管理者委託料を減額するものです。

次に、歳入のご説明をします。議案集39から40頁になります。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額193万4,000円の減額及び財源調整です。

38頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略します。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

（水道整備室長 石崎 智大君 登壇）

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は43頁から48頁になります。

今回の補正の主な内容は、会計年度任用職員の給与改定に伴う人件費の追加をお願いするものです。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は43頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は47になります。歳出、第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額1万7,000円の追加です。会計年度任用職員の給与改定に伴う報酬の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は45頁です。歳入第4款繰越金、第1項繰越金、補正額1万7,000円の追加です。会計年度任用職員の報酬の増額による繰越金の追加です。

44頁の第1表歳入歳出補正予算については説明を省略させていただきます。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 室長はそのままいてください。

次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は49頁、50頁です。今回の補正の主な内容は、電気代の増に伴う、光熱水費の追加をお願いするものでございます。

はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は49頁です。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は50頁になります。収益的支出、支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額130万円の追加です。浄水場等電気料の追加です。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) そのまま演壇にお願いします。

次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は51頁から54頁になります。

今回の補正の主な内容は、受益者負担金の新規賦課及び前納報償金の追加、また公共柵新設に伴う工事請負費の追加をお願いするものでございます。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集

は53頁、54頁になります。収益的支出、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、補正額1万6,000円の追加です。受益者負担金前納報償金の追加です。

資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入、第3項負担金、補正額11万円の追加です。受益者負担金の新規賦課分の追加です。

支出第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額43万円の追加です。公共枡新設工事の追加です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億687万2,000円は過年度分損益勘定留保資金2,096万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,590万8,000円で補填するものとする。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は55頁、56頁になります。

今回の補正の主な内容は、会計年度任用職員の給与改定に伴う人件費の追加をお願いするものでございます。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は55頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は56頁です。収益的支出、支出、第1款電気事業費用、第1項営業費用、補正額2万9,000円の追加です。会計年度任用職員の給与改定に伴う人件費の追加です。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 才川 育世君 登壇）

○町立病院事務局長（才川育世君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は57頁から58頁です。

今回の補正につきましては、医療機関におけるマイナ保険証の利用促進に対する助成金として、令和5年10月の利用人数を基準とし、利用人数の増加量に応じて助成金が支給されるもので、国庫補助金の追加をお願いするものです。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、議案集 58 頁の補正予算説明の収益的収入になります。収入、第 1 款病院事業収益、第 2 項医業外収益、第 7 目国庫補助金、補正額 12 万円の追加。マイナ保険証利用促進のための利用勧奨の取組に係る国庫補助金の増です。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これで7案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。初めに、7案件に関連する事項について総括質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認めます。これで7案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第3号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号について、総括質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の17頁から22頁まで。はじめに、令和6年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。2款1項5目財産管理費、行財政が健全で持続可能なまち、財産管理事業の用地購入費ですけど、これどこの用地なのかっていうのを差し障りなければ教えていただきたいのと、これさっきも言ったんですけど、予算があんまり信用できないんで、さっきの70万の特別職の旅費、曖昧にするから。これ本当にほかで使うようなことっていうのはないんでしょうかね。この2点お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 用地購入費ですけども、こちら先の議員協議会等でもご説明してまいりましたが、遊休財産の利活用というところで、今年4月に方針を策定をいたしまして、それに基づきまして、西町1丁目のですね、町有地。これ、基金のほうで取得をし所有をしておりました。これについて、一度一般会計のほうで買戻しをいたしまして、その上で処分するといった手続になりますので、今回予算として計上させていただいております。この888万5,000円というところなんですけども、これにつきましては、土地の取得価格にですね、利子相当額を積み増し、上乘せしまして、それで買い取ると、買入れするという手続が必要ということで、882万円に利子相当分を加えた価格ということになります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 興柶委員。挙手の上、議長の許可を得てから発言してください。

（「はい」の声）

新村総務課長から再答弁いたします。

○総務課長（新村 猛君） 流用というちょっと意味がちょっと理解できないんですけど、この金額をどこかに流用するという意味でしょうか。この買い取った、1, 200万につきましては、これを公共施設等の基金に積むという今回予算もあわせて計上しておりますので、どこかに流用するとかそういったものではございません。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柶議員。

○4番（興柶勝也議員） 4番、興柶です。議員協議会で確かに説明ありましたが、議員協議会の内容っていうのは、何か紳士協定というのがあるらしくて、私、話せないもので、ここで本会議できちんと説明を願ったものです。

それと、さっきね、私クリスマスツリーの木のとこ行ったんですけども、パーキング、これ緑のやつが1番手前のやつは緑のガムテープ張ってあるだけで、あとはこのままだったんですよね。

○議長（野村祐司議員） 興柶議員。何頁の何項目質問して。

○4番（興柶勝也議員） だから今それに関連して、だからそんな風に答弁があったのに、信用ができない答弁されてるっていうところ事実と異なる答弁されているということで、さっき、この908万888万というのは、本当にこれちゃんと利用されてるんですかということを確認したんですけども、もう一度再度ほかで使われているということは確実に使われているんですか。予算の信用性っていうのが今なくなってるんで、それを確認させていただきます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） 予算につきましては今回、補正予算という形でこのようにご提案を議会に対してしておりますので、ご審議の中で質疑も含めまして、やりとりさせさせていただいた上で採決という流れになろうかという風に思いますので、予算の執行のですね、適正かどうかというのはですね、あくまでも適正と判断をしその上で、正規の手續にのっとってこういったご提案をしているということでございますのでご理解を頂ければと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柶委員。

○4番（興柶勝也議員） わかんないですけど、議会と何か役場って何か紳士協定っていうのがあるらしいので、こういったさっきみたいに、事実とは違う答弁というものはちょっと避けてほしいんですけどその辺、ここも確実に予算執行をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) ご指摘頂かなくてもですね、当然、適正に執行するというのは当然でございますので、はい。引き続き、これまでもこれからもですけども、引き続き適正な執行で補正もさせていただきますし、予算全般的にですね、適正に執行するというところでございます。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

○議長(野村祐司議員) 議案集の21頁から26頁まで、第3款民生費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。3款1項1目社会福祉総務費、中の冬の生活支援事業ですけど、これ1万円、Beコインで1,200世帯って言ってますけど、議員協議会でBeコインのみじゃなくて、紙でもお願いできないかと言ったら、多分これ早くなるべく迅速に出したいから今回はBeコインにしましたということになりましたけど、これ、早くから分かってた話ですよ、やるっていうのは。たしか国の補正、国に補助金出すのって5月、6月と10月でしたっけ。それだったらおりてくるのも分かっていることだったら準備できてたんじゃないですか。どうなんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 今回の冬の生活支援事業につきましては、福祉基金を財源に実施するという事になっております。事前に準備ができていたのではというところではなく今回、必要性を判断し、事業として計上させていただいております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) いや、必要性はあったんだったら、やっぱり紙との併用っていうのも少し考えているっていう選択肢っていうのはなかったのか。お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 今回につきましても、紙との併用っていうところでは議員協議会でも申し上げましたが、印刷等の準備等もありますし、Beコインの普及、慣れていただく

ということもありますし、1番は迅速に行き渡るようにということで、Beコインを採用させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) だから行き渡るんだったらやっぱりBeコイン苦手な方、高齢者、障がい者とかそういう方々やっぱりいるんで紙のほうが使いやすいっていう声も少し聞いてほしいと思うんで今後、少し紙のほう紙との併用というのも考えていただきたいんですけどもその辺どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 今回のBeコインの利用につきましては案内のところにも、使い方ですとか、そういったものの説明のものも同封させていただいて、なるべく使いやすいようにという配慮をすることと、あとは民生委員さんとかいろいろな介護の方とか、ご協力頂く方、支援者の方もいらっしゃいますので、そういった方たちにも、使いやすいように支援のほうをお願いしていきたいと思っております。今後の紙の利用については、状況を見ながらまた検討してまいりたいと思います。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) よろしくお願いたします。4款1項6目環境衛生費、説明欄ですか。

○議長(野村祐司議員) ちょちょっと。

○6番(青田知史議員) 行ってませんでしたね。失礼しました。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

○議長(野村祐司議員) 議案集の25頁から28頁まで。第4款衛生費及び第6款農林水産業費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 改めまして6番、青田でございます。4款1項6目環境衛生費、説明欄(1)番環境衛生管理事業について伺います。こちらの星空の街あおぞらの街、もともと環境省の事業で、北海道も一緒にやって、町と何ていうんすかね、事業を進めていくことになるかと思うんですけども、特別なお客様も来町されるという風に伺っておりますし、今後ので

すね進め方というか、今回の補正は、これで構わないんですけども、やはり町としてもですね、しっかりと受入れ体制つくっていかなきやならないんじゃないかなということもあるものですから、今後どのようにですね、町民の方も知らない人が多いものですから、今後どのような形でこの星空の街あおぞらの街の事業が進められていくのか、その辺りについて概要とですね、今後の見通しというかその辺りについて伺えればと思うんですが。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 今回旅費として環境省のほうで引継ぎ式が行われるということで計上させていただいております。内容につきましては環境省のほうで、今年の全国大会につきましては山形県朝日町、そちらの担当と山形県庁の担当、それと北海道、美瑛町と環境省が、これまでの経緯であったり今年の大会の内容であったりという部分と、次年度に向けたということで引継ぎ式が行われる予定になっておりまして、旅費を計上させていただいております。

今後の流れにつきましてなんですけれども、基本的には今回の引継ぎ式の中である程度スケジュールっていうものが指示されますというか、引き継がれるわけなんですけれども、例年の例でいきますと、ちょっと正式にまだちょっと言いづらい部分もあるんですけども、宮家の参加が例年されております。ただ宮家の動向に関しましては、なかなか一般に公表できない部分はございますので、宮内庁との調整であったりだとか、当然北海道警察で例年現役の大臣の方も見られてますので、当然環境省との調整を進めながら、主に警備、警護の関係が重要な課題で出てくるかなと思うんですけども、そういったものと同時並行で、美瑛町として星空の街あおぞらの街をどういう風にPRしていければいいのかっていうような内容で、北海道、環境省、美瑛町を合わせて協議していく流れになるかと思えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。せっかくお成りになるということですので、やはり美瑛町、来ていただいて、良いイメージですね、本当にこう滞在中を楽しんで頂きたいなとそういう風な思いもございますし、その関係大臣であるとか北海道知事もね、恐らくお見えになるかと思えますので、その辺り本当に美瑛町としてですねしっかりと、何ていうんですかね、お迎えして、町長が先頭となってですね、お迎えして、しっかりと何ていうか、美瑛町をPRしていただくようなそんな何ていうか気概を持っていただいて、お迎えしたいなと思っておりますがその辺り、町長どのようなお考えで、まだ事業としてはね、これから先の話はあるかと思うんですけども、どのようにお考えか伺いたいと思えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ただいま庄司課長からご説明を申し上げましたとおり、まず北海道、宮内庁、北海道、道警、環境省をそれぞれ綿密な連携のもと進めてまいります。そして、もう1点、先ほどの体制の中でつけ加えさせていただきますと環境省のほうへ美瑛町役場の職員を派遣をいたします。求められているところもでございますのに、あわせてでございますけれども、職員も、環境省の中に入って準備に当たるといことで万全な準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。そして、星空の街あおぞらの街、美瑛町開催、全国大会の開催本場に光栄なことであると思っておりますし、特に宮内庁関わっていただいているということで、美瑛町のアピールになるのはもちろんですけどもまず、万全なる警備、警備のもとで成功のうちに開催をしていくということが1番ベースのところでございますけども、その上で、美瑛町のすばらしい星空また青空ということを含めればこの環境、美瑛町の環境を国内世界にアピールする重要な機会になると思しますので、十分に入念な準備を進める中で、必ずや成功に導いてまいりたいという決意を持って臨んでまいりたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の29頁から32頁まで、第7款商工費及び第8款土木費について質疑を許します質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の33頁から36頁まで、第9款消防費から第12款諸支出金までについて、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の11頁から16頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。17款1項1目寄附金、説明欄3番、ガバメントクラウドファンディング寄附金について伺います。こちらの今、税外収入といいますか、寄附金、そういうのを増やすためにいろいろ試みとして、実施されてるかと思っております。それで今回のこの350万6,000円なんですけれども、こちらの事業の内容といいますかどのような目的で集められて目標額に対してどの程度だったのかそれについてどのようなですね、何ていうんすかね、分析をされているのか、伺いたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) ただいまのご質問でございますけれども、観光地環境整備プロジェクトをガバメントクラウドということで、来年の年明けの1月9日までの日程で組みまして、進めておりました。今おっしゃられたとおりですね、現在164件で、350万6,500円ということであります。これについてはですね、目標金額が250万円でありましたので、今達成率が、もうこれを超えているというものでございます。そしてこの寄附金の使い道として、まずお示ししているものは3つございます。1つは、快適な空間の設計ということ、トイレ不足を解消するための白金青い池のトイレの件、これがまず1つ。そして、2番目が駐車場レイアウトの最適化、セブンスターの木の駐車場の改修の件、これが2つ目、3つ目が先進的なAI技術の活用ということで、既に稼働しておりますAIのカメラを活用したさらなる混雑状況の分析、あるいはウェブ上の配信等を行うという、3点の目標としておりました。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 世界に誇れるまちにということですね、それで募集された事業かと思ひまして、昨日の一般質問でも話しましたが、直近でいうと、694万円でかなり高額にですね、社会的な認知という風に昨日話しましたが、要は賛同される方が随分多いなという風に思っております。それでこういうようなことで観光公害といいますかね、そういうのを解消していくってこと本当にいい試みかと思うんですけども、これ250万でオーバーした部分、これ、今700万としても、その差額ですけども、大体今後一体となって使っていくってことですね、その辺り募集しているのは、ふるさと何だかというところの会社かと思うんですけどね。オーバーした部分についてもしっかりと使っていただけるというような認識で例えばトイレだとか、いろいろありましたけれども、その辺も含めて活用させていただけるというような前提で理解していいのかどうかその辺だけちょっとご説明頂ければと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) おっしゃるとおり直近ではですね、目標額の273%ということで、非常に反響の多いガバメントクラウドであったという風に感じております。こちらやはり昨今の青い池での外国人の方が泳いだとかですね、あるいは、様々なオーバーツーリズムについての報道が出ている中でのその関心度の高さが直結したのであろうという風に考えております。寄附金について、はみ出した分についてはですね、この内容で募集したものであ

りますので、このほかについては使わないと。これについて、この3本の柱についての活用をあくまでもしていくという考えでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) せっかくなんでまだ、期間ありますよね。恐らくもしかしたら、私はね、1,000万ぐらいまで伸びてくれればいいなって年末の駆け込みだとかでもしかしたら増えてくるかと思えます。そうなったときにですね、やっぱりSNSを活用して、しっかりと何ていうんすかね。ご賛同頂いた方にお礼というか、美瑛町はこれからもこういう風な形でですね、皆さんともにやっていくんだよというその姿勢がですね、伝わることで、今後のやっぱりそういう観光オーバーツーリズムの解消だとか、また、今議論されている新税だとか含めてですね、理解を求めることができるんじゃないかなと思えますんで、その辺りをSNS有効に活用して、全世界にというか、ご賛同頂いた方含めて、日本全国にですね、その辺りのお礼というか、しっかりと発信していただきたいなと思えますがその辺りについてご説明を、考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) こちらですね、商工観光交流課とも相談をいたしまして、情報の発信についてSNSを活用した情報の発信につきまして私どもの担当ということでもあります。ふるさと納税のときもそうですが、やはり温かいお気持ちを示していただいた方に対する丁寧な対応というのは非常に大事であるという風に私ども考えておりますので、何らかの形でですね、私どもの感謝の気持ちが伝わるような、そのような対応をさせていただきたいという風に考えております。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の7頁から10頁まで。令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)の条文及び第1表歳入歳出補正予算並びに第2表、第2表地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を許します。議案集の37頁から42頁まで。令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)の条文と第1表、歳入歳出補正予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号について質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の43頁から48頁まで。令和6年度美瑛町白金泉源特泉源事業特別会計補正予算(第1号)の条文と第1表歳入歳出補正予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の49頁及び50頁、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算第3号の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。ちょっとこれ補正予算の中には全然入ってこないんで、ここで聞くしかないかなと思ったんですけど、PFAS検査のことなんですけれど、町で9月にたしかPFAS検査やって、水道水大丈夫ですよっていうことをホームページで出されてますけれども、これは中の内部で検査したのか、それとも多分予算に載ってきてないってことは、外のどっか専門家呼んで調べて検査してもらったっていうものではなく、中で検査されたっていうことなんじゃないかな。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) PFAS検査につきましては一部報道等で問題視されているところございまして、美瑛町としても、安心安全な水ですよということの確認をするために、9月に検査をさせていただきます。9月に検査した費用については、通常水質検査を行っておりますが、そこに一つ項目を今回加えさせていただきました。そこにかかる費用については、ほかの受託事業の執行残の中で賄えたということで、そこで執行させていただいております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 国や国の要請で多分検査されたと思って出してくれたのがすごくいいなと思ったんですけど、あんまり私もこれ過剰反応したくないんですけども、一応、妊娠している女性の影響とか、がん関係に影響があるという関連性がちょっと取り沙汰されているものなんで、やっぱり不安視する方々もいるんでちょっと載せるんじゃなくて、もう少し安全ですよということを大々的にやられたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけども、い

かがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 取り急ぎですね、ホームページのほうでは、安全ですという結果の報告をさせていただいておりますが、議員おっしゃられるとおり、広報等でさらに周知のほうを考えていきたいと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) ほんとあんまり過剰反応したくないんですけど、ちょっとフッ素系に関する問題っていうのを結構過敏に反応する方々もいらっしゃるんで、この辺少しちょっと気をつけてやっていただきたいと。また全国的な問題となってるだけに、その辺も含めてちょっとアピールのほう少しやられたほうが、お願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 通常の水質検査で51項目ということで、全体的な水道の水質が安全ですよということに加えて今回PFASの検査をさせていただいたということで、美瑛町の水は安全ですっていう全体的な観点からPRしていきたいと思っております。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の51頁から54頁まで。令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第2号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の55頁及び56頁。令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第2号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集の57頁及び58頁。令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算第2号の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。以上で、議案第3号から議案第9号まで、7案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第3号についての討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号について討論を終わります。

次に、議案第9号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「はい」の声)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって議案7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号の件を採決します。議案第9号、令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 大雪地区連合規約の変更について

○議長（野村祐司議員） 日程第12、議案第10号、大雪地区連合規約の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鎌田保健福祉課長。

（保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇）

○保健福祉課長（鎌田静香君） 議案第10号の提案理由につきましてご説明させていただきます。議案集につきましては、59頁になります。新旧対照表につきましては、別冊資料の13

頁から14頁になります。

今回の提案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和5年法律第48号が公布され大雪地区広域連合規約の一部が変更されることとなり、構成町である美瑛町との協議が必要なことから、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。改正の概要は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることから、関連する規定の整備を行うものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の13頁から14頁の新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。以上、議案第10号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、大雪地区広域連合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

○議長(野村祐司議員) 日程第13、議案第11号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についての件を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長 観音 太郎君 登壇)

○まちづくり推進課長(観音太郎君) 議案第11号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は60頁から61頁まで、新旧対照表は別冊資料の15頁から17頁です。

令和4年1月12日に、中心市である旭川市と近隣の8町が連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、様々な取組を進めているところですが、このたび、連携協約事業の内容を変更

するため、地方自治法第252条の2第4項の規定により、その例によることとされる同条第3項の規定に基づいて議会の議決をお願いするものです。

最初に議案を朗読し、その後、別冊資料によりご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、朗読を省略し、別冊資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。別冊資料は15頁になります。別表第3条関係の1、圏域全体の経済成長の牽引、(3) その他圏域全体の経済成長の牽引に係る施策の表中、就業マッチング促進事業取組の内容内の記載のうち、就業マッチング促進事業及び高校生に限定した表記並びにインターンシップを施策の中心とする表記を改め、対象事業と対象者を幅広く設定する記述とするものです。同じく、甲の役割については、就業マッチング促進事業の企画に関する文言を削除し、乙の役割では、文言中、当該事業の次に圏域の企業を追加する改正となります。

続きまして、資料16頁の中段からになります。別表の3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、(1) 生活機能の強化に係る政策分野、ウ、教育文化スポーツの表中、資料17頁に移ります。公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の項目を追加し、人材育成を主とした連携取組の内容と、甲乙それぞれの役割を定めるものです。

議案に戻りまして、61頁の下段になります。この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自、その1通を保有する以下日付につきましては、締結日を記載いたします。以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 確認させてください。この新旧対照表で、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとし、連携していうところが、協議会を始めとした関係機関と連携し、となっているんですけども、この関係機関とはどういうところを想定されてるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) 今回の連携協約の変更でございますが、旭川市立大学との連携を主眼に置いた改正という風になってございます。ですので、関係機関は、旭川市の市立大学を中心とした大学連携等を含むというような内容で書かれているという風に考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵委員。

○4番（興柵勝也議員） じゃあ大学って、旭川市立大学ほか、何か連携する大学という考え方でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（観音太郎君） 旭川市との連携でございますのでどうしても市立大学が頭に出てきますけれども、ほかの大学との連携も想定しての記載となっております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第11号の件を採決します。議案第11号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 意見書案第10号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書について

○議長（野村祐司議員） 日程第14、意見書案第10号、将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書についての件を議題といたします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

8番、坂田昌則議員。

（8番 坂田 昌則議員 登壇）

○8番（坂田昌則議員）

（意見書案の朗読を省略する）

以上でございます。

○議長（野村祐司議員） これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、意見書案第10号の件を採決します。意見書案第10号、将来に希望が持てる次期基本計画の改定と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第10号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第15 所管事務調査の申出について

○議長(野村祐司議員) 日程第15、所管事務調査の申出についての件を議題といたします。本件について、総務文教常任委員会委員長八木幹男議員、産業経済常任委員会委員長山本賢一議員、議会運営委員会委員長保田仁議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の継続調査の承認を求める申出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件について、各委員長からの申出のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長からの申出のとおり承認することに決定をいたしました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合については、議長において承認をしたいと思いますので、ご承認を願います。

閉会宣告

○議長(野村祐司議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第7回美瑛町定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長(野村祐司議員) 閉会にあたりご挨拶申し上げます。本定例会、町民生活に本当に結びついた提案の案件でありましたので、審議終了となりました。慎重な審議に感謝を表します。

いよいよ年の瀬となりました。これから健康に留意され、さらには、事故等には特に注意を

され、よい年をお迎えすることを祈念いたします。以上、閉会の挨拶といたします。大変ご苦
労さまでした。

午後3時00分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年1月14日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 京屋 愛 子

議員 八木 幹 男